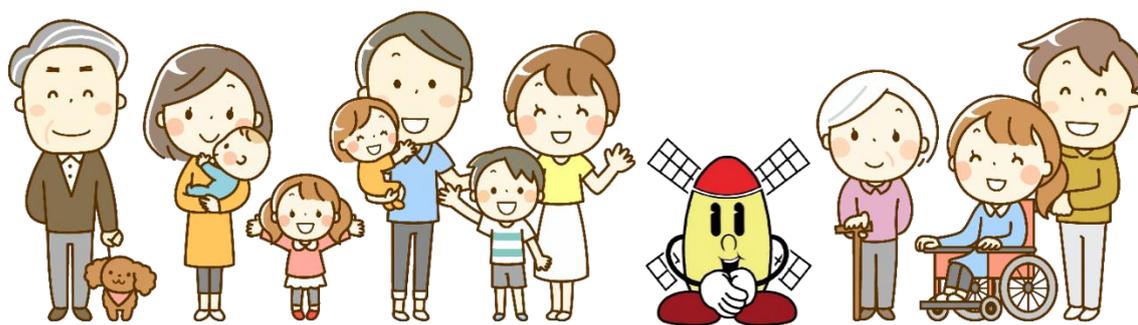


# 松伏町第3期地域福祉計画

みんなで参画し 支え合い 誰もがつながる やさしいまち



令和7年3月 松伏町



## はじめに

近年、少子高齢化や核家族化が進む中で、地域の担い手の減少や地域の中で人がつながる機会が減少しています。こうした状況の中で、高齢の親が中高年のこどもの生活を支える「8050問題」、育児と介護に同時に直面する「ダブルケア」、18歳未満のこどもが家族のケアを担う「ヤングケアラー」など、1世帯で複数のリスクを抱える問題や既存の制度では対応困難な問題が顕著化しており、行政としても縦割りを排し、課や担当を超えて連携して対応しなければならないケースも増加しています。

国では、こうした複数の課題を抱えたケースに対応するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の3本の支援を一体的に行い、組織全体で包括的な支援体制の構築を目指す重層的支援体制整備事業を創設しました。

国が掲げる重層的支援体制整備事業では、福祉各分野で実施している取り組みを組織的に実施できるよう、重層事業実施計画の策定や情報共有の場としての支援会議の設置、息の長い取り組みを続けるため、支援内容の適正性や評価を行う重層支援会議の設置など、包括的な支援に取り組むことなどが掲げられているところです。

町では、こうした国の考え方も踏まえながら、組織がコンパクトで職員同士がコミュニケーションを取りやすい環境がある強みを生かし、1つの窓口で相談や手続きが完了できるよう福祉を所管するいきいき福祉課、すこやか子育て課が連携するとともに、事業者の方にも協力をいただきながら、困っている方に必要な支援が行き届くよう、「オール松伏」で取り組んでいきたいと考えているところです。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました松伏町地域福祉計画策定委員会委員の皆様をはじめ、聞き取り調査等にご協力いただきました福祉関係団体の皆様及び事業所の皆様に心から感謝申し上げます。

令和7年3月

松伏町長 鈴木 勝



# 目 次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景.....	3
2 地域福祉とは.....	4
3 地域福祉計画と地域福祉活動計画.....	4
4 地域共生社会の実現.....	5
5 地域福祉をめぐる近年の動向.....	6
6 計画の位置付け.....	9
7 計画の策定体制.....	12
<b>第2章 地域福祉をめぐる本町の現状</b> .....	<b>13</b>
1 統計資料からみる現状.....	15
2 地域福祉の担い手の現状.....	23
3 団体等への意見聴取からみる現状及び課題.....	28
4 第2期計画の評価.....	29
5 本町の課題.....	32
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>33</b>
1 計画の将来像.....	35
2 計画の基本方針.....	36
3 計画の施策体系.....	37
<b>第4章 施策展開</b> .....	<b>39</b>
基本方針1 人材のつながりづくり.....	41
基本方針2 地域のつながりづくり.....	43
基本方針3 包括的なしくみづくり.....	46
<b>第5章 松伏町成年後見制度利用促進基本計画</b> .....	<b>53</b>
1 計画の概要.....	55
2 具体的な取組.....	56
<b>第6章 松伏町再犯防止推進計画</b> .....	<b>59</b>
1 計画の概要.....	61
2 具体的な取組.....	62

<b>第7章 計画の推進体制</b> .....	<b>63</b>
1 計画の周知 .....	65
2 計画の点検・評価.....	65
<b>資料編</b> .....	<b>67</b>
1 計画策定の経過.....	69
2 松伏町地域福祉計画策定委員会設置要領 .....	70
3 松伏町地域福祉計画策定委員会委員名簿 .....	71

# 第1章 計画の策定にあたって

---

- 1 計画策定の背景
  - 2 地域福祉とは
  - 3 地域福祉計画と地域福祉活動計画
  - 4 地域共生社会の実現
  - 5 地域福祉をめぐる近年の動向
  - 6 計画の位置付け
  - 7 計画の策定体制
-



# 1 計画策定の背景

近年、少子高齢化や核家族化が進み、個人の価値観やライフスタイルの多様化、新型コロナウイルス感染症の影響による人々のつながりの希薄化など、福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。

地域においては、地域活動の担い手不足や担い手の高齢化が進むなど、支え合いの機能が低下しています。また、生活困窮やひきこもりの状況にある家庭、介護や子育てなど、悩みや不安を抱えながらも周囲の協力を得ることができずに孤立してしまう家庭が増加しています。さらに、高齢の親が中高年のこどもの生活を支える「8050問題」、育児と介護に同時に直面する「ダブルケア」、18歳未満のこどもが家族のケアを担う「ヤングケアラー」など、1世帯で複数のリスクを抱える問題や既存の制度では対応困難な問題が生じています。

国では、こうした課題を解決するために、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、より良い地域を一体となって創っていく「地域共生社会の実現」を目指した取組を進めています。

令和2年6月の社会福祉法の改正では、包括的な支援体制を整備するために、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。重層的支援体制整備事業は、こども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような複雑化・複合化したニーズに対応するため、既存の取組を活かしつつ、「相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」の3つの支援とそれを支える「多機関協働事業」「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」の2つの事業を一体的に実施するものです。

また、持続可能でより良い世界を目指す国際的な開発指標であるSDGs（Sustainable Development Goals）による「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、地域共生社会の実現につながっています。本計画では、生活困窮者の自立支援や成年後見制度の利用促進、再犯防止に関する取組など、様々な生きづらさを抱える住民の課題解決に向けた取組を推進し、SDGsの達成にもつなげていきます。

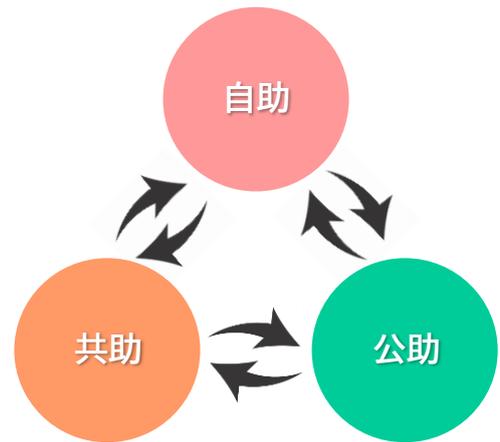
こうした動きを踏まえ、松伏町（以下「町」という。）では、令和2年3月に策定した「松伏町第2期地域福祉計画」を基本としつつ、福祉ニーズや地域情勢の変化による新たな課題に対応する「松伏町第3期地域福祉計画」を策定します。また、松伏町社会福祉協議会（以下「町社協」という。）では、松伏町第3期地域福祉計画と連携しながら地域づくりを進めていくため、「松伏町地域福祉活動計画」を策定し、地域共生社会の実現に向けた取組を推進します。

## 2 地域福祉とは

地域福祉とは、地域において人々が安心して暮らせるよう、住民、団体、企業、行政がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決等に取り組む考え方です。具体的には、法律等の制度に基づき提供される公的福祉サービスや住民・ボランティア団体等による支え合いの取組等を相互に生かしながら、住民の福祉ニーズに応えていくものです。

そのためには、一人ひとりが、自分でできることは自分で行う「自助」の意識を持つとともに、地域の活動に参加し、近隣や地域の住民同士で支え合い、助け合う「共助」の考え方を持つことが大切です。

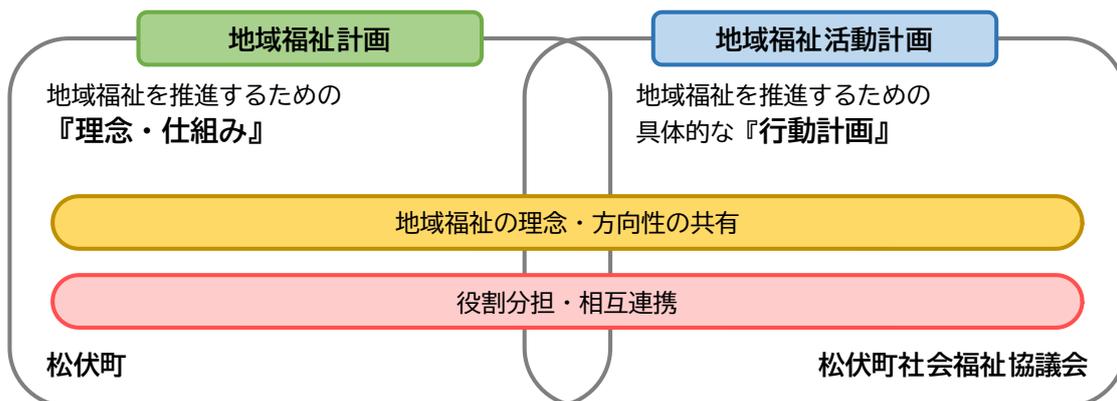
一方、行政には、自助・共助では対応できない問題に対して、法律や制度に基づき、支援や仕組みづくり、サービス提供を行う「公助」の役割が求められます。



## 3 地域福祉計画と地域福祉活動計画

町では、地域福祉を推進するための理念や仕組みを示す「地域福祉計画」を策定し、町社協では、それらを実現するための取組を示す「地域福祉活動計画」を策定します。

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の課題や社会資源の状況等を共有し、それぞれの立場において役割を担い、かつ、相互に連携することで、福祉の両輪として地域福祉を推進していくための計画です。また、地域共生社会の実現には、住民や地域の多様な主体が、地域社会の課題を主体的に解決するために参画できる仕組みを構築していくことが求められることから、両計画は、自助・共助・公助の概念の下、行政運営の方針であると同時に、町民や地域の団体、事業者、関係機関等が活動を推進する上での基本的な指針となります。



## 4 地域共生社会の実現

地域共生社会とは、社会構造や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことです。

地域福祉計画と地域福祉活動計画の策定にあたっては、複雑化・複合化している福祉課題に対して、町や町社協のみで対応するには困難なケースが多くなっていることを踏まえ、更なる対策を推進するため、町と町社協、そして町民が力を合わせて地域共生社会の実現に取り組むことが求められます。

### ■地域共生社会のイメージ



資料：厚生労働省 地域共生社会のポータルサイトより作成

<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>

## 5 地域福祉をめぐる近年の動向

### (1) 地域共生社会の実現に向けて

地域共生社会を実現していくためには、社会的孤立や社会的排除といった現実が生じ得る課題を直視しつつも、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていくことが求められています。この考えの下、令和2年に「社会福祉法」の改正が行われ、令和3年4月から施行されました。

改正内容としては、地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら参加し、共生する地域社会の実現を目指すこととし、市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するための事業として、重層的支援体制整備事業を行うことができることなどが規定されています。

### (2) 成年後見制度の利用の促進

平成28年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「成年後見制度利用促進法」という。）は、成年後見制度の利用促進について、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、基本方針やその他の基本事項を定めること等により、施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的としています。

市町村は、国の基本計画を勘案して、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努力することとされており、令和4年3月に策定された国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」の内容を踏まえた計画策定が求められます。

第二期成年後見制度利用促進基本計画では、地域共生社会の実現に向けて、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として、権利擁護支援を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実など、成年後見制度の利用を更に進めることとされています。

### (3) 再犯の防止等の推進

平成28年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）は、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的としています。

市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案して、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされており、令和5年3月に策定された国の「第二次再犯防止推進計画」の内容を踏まえた計画策定が求められます。

第二次再犯防止推進計画では、これまでの方向・視点を踏襲し、犯罪をした人が、円滑に社会の一員として復帰することができるようにすることで、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することとされています。

#### (4) こどもまんなか社会の実現

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、令和4年6月に「こども基本法」が成立し、令和5年4月から施行されています。また、それらを推進するために「こども家庭庁」が発足し、同年12月には、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が決定されました。

市町村はこども大綱及び都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を定めるよう努めることとされています。また、市町村こども計画は、少子化対策やこども・若者育成支援、こどもの貧困対策を含むものとされており、こども・若者のための総合的かつ一体的な計画策定が求められます。

#### (5) 障がいを理由とする差別の解消

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が成立し、平成28年4月から施行されています。

令和3年5月には、障がいを理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、障害者差別解消法が改正され、令和6年4月から施行されています。

改正内容としては、事業者に対し合理的配慮の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置を強化することが規定されています。

#### (6) 生活困窮者の自立支援

単身高齢者世帯の増加等を踏まえた安定的な居住の確保の支援、被保護世帯のこどもへの支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、令和6年4月に「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」が改正され、令和7年4月から施行（一部順次施行）されます。

改正内容としては、生活困窮者住居確保給付金及び進学準備給付金の支給対象者の追加、一部の被保護者を対象とした生活困窮者就労準備支援事業等の実施、社会福祉住居施設の適正な運営を図るための措置を講ずることなどが規定されています。

### (7) 孤独・孤立対策の推進

日常生活又は社会生活において孤独を覚えることや、社会から孤立していることにより、ひきこもりや「8050問題」などの地域生活課題に発展する可能性があることを踏まえ、孤独・孤立の状態にある方への支援を強化するため、令和5年5月に「孤独・孤立対策推進法」が成立し、令和6年4月から施行されています。

市町村は、社会のあらゆる分野において当事者等の状況に応じた施策を策定・実施することや、関係機関等とともに必要な情報交換及び支援内容に関して協議を行う場の設置に努めることなどが必要となりました。

なお、令和6年6月に策定された「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」では、孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会、相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会を目指し、特に重点を置いて取り組むべき事項として、「地方公共団体及びNPO等への支援」、「孤独・孤立状態の予防を目指した取組強化」、「重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組の推進」を定めています。

### (8) 認知症施策の総合的かつ計画的な推進

認知症の方が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することで、誰もが個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会(=共生社会)の実現を推進するため、令和5年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(以下「認知症基本法」という。)が成立し、令和6年1月から施行されています。

市町村は、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた認知症施策を総合的かつ計画的に策定し、実施することとされています。

国では、認知症基本法の成立を踏まえ、内閣総理大臣を本部長とする「認知症施策推進本部」、認知症の方、家族等をはじめとした関係者で構成される「認知症施策推進関係者会議」を開催するなど、「認知症施策推進基本計画」の策定に向けた取組みを実施しています。

## 6 計画の位置付け

### (1) 法的根拠

#### 1) 地域福祉計画

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定により、市町村が行政計画として策定するもので、地域の助け合いによるまちづくりを推進するため、地域福祉を推進する上での基本的な方向性・理念を明らかにする計画です。

また、地域福祉の推進に関する事項として、次の事項を一体的に定めます。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

#### 2) 地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条の規定による民間組織である社会福祉協議会が地域福祉の推進を目的として策定する行動計画で、地域福祉計画の理念の下に、具体的な実現に向けての活動内容を定める計画です。

また、地域福祉の推進に関する事項として、次の事項について記載します。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

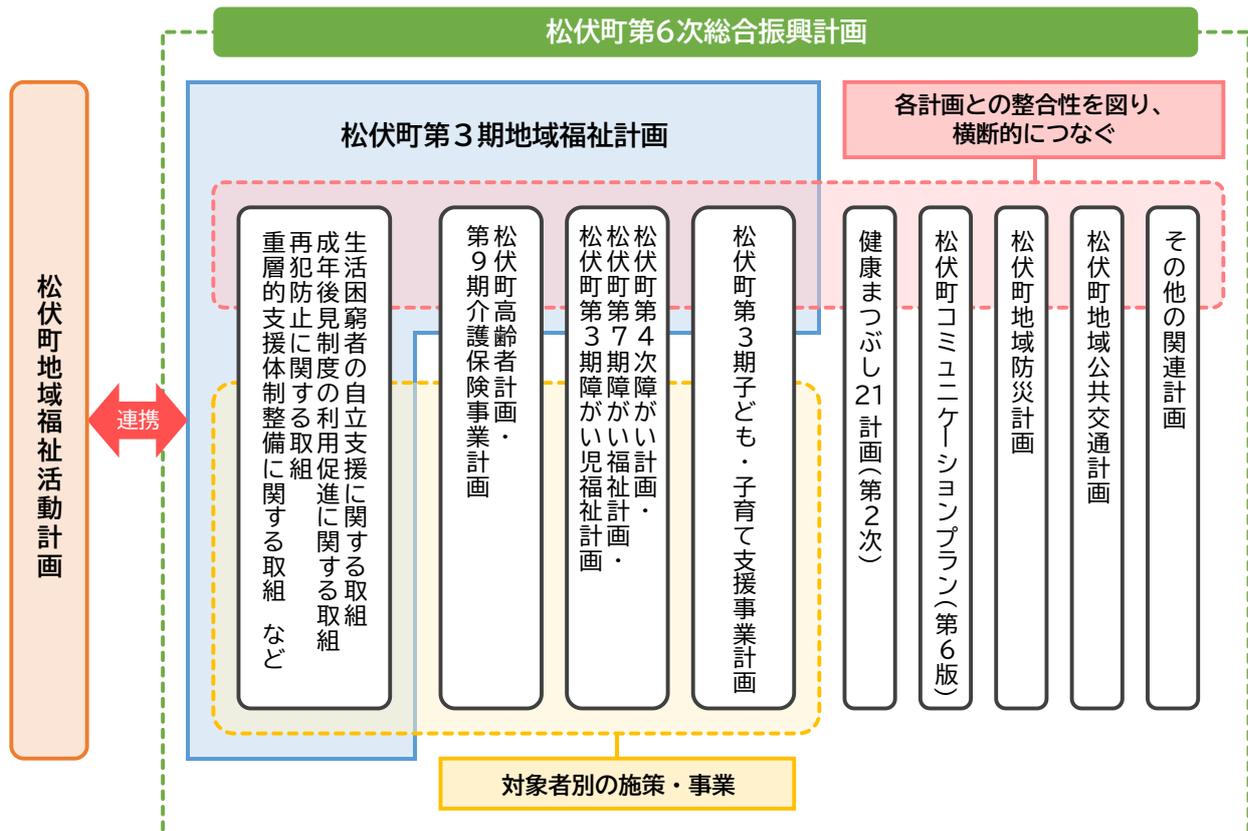
## (2) 計画の期間

第3期地域福祉計画の実施期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。ただし、地域における課題や取組の成果等を踏まえ、他の関連する計画との整合を図りながら、必要に応じて見直しを検討するものとします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
松伏町第2期地域福祉計画					松伏町第3期地域福祉計画				
松伏町地域福祉活動計画					松伏町地域福祉活動計画				
				見直し					見直し

## (3) 他計画との関係

本計画は、松伏町第6次総合振興計画を上位計画とし、福祉分野のこども・障がい・高齢の各計画の上位計画として整合性を図ります。また、各計画の狭間にあたるケースや横断的に取り組むことが必要なケースに対応するべく、町社協が策定する地域福祉活動計画及び関連計画と連携・整合性を図りながら、地域福祉を推進します。



#### (4) SDGsの推進

平成27年9月の国連サミットにおいて、国際的に豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けた取組が進められています。

SDGsの実現は、社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや地域共生社会の実現につながるものであり、本計画においても、SDGsの17の目標における取組を意識し、SDGsの達成に貢献していきます。

#### ■持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）



資料：外務省「JAPAN SDGs Action Platform」

#### ■本計画に関連するSDGs



## 7 計画の策定体制

地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定は、計画策定委員会で意見を聴取しながら、関係部局と連携して進めました。

計画の推進については、関係部局間の連携を強化し、効率的な事業実施を行うものとします。また、定期的に点検及び評価を行い、推進方策の見直し等を検討するなど、効果的な進捗管理を行うものとします。

### (1) 計画策定委員会

各種団体の代表者等の委員で構成し、計画の策定、計画に基づく事業の進捗管理、点検及び評価並びにその他計画の推進に関する事項について意見聴取を行いました。

### (2) パブリックコメントの実施

地域福祉計画の策定に当たり、広く町民から意見を求めるため、松伏町町民意見反映手続制度実施要綱に基づき、パブリックコメントを実施しました。

### (3) 関係団体等へのヒアリングの実施

関係団体の方に対し、普段福祉の現場で感じる課題や現状についてヒアリングを行いました。

## 第2章 地域福祉をめぐる本町の現状

- 
- 1 統計資料からみる現状
  - 2 地域福祉の担い手の現状
  - 3 団体等への意見聴取からみる現状及び課題
  - 4 第2期計画の評価
  - 5 本町の課題
-



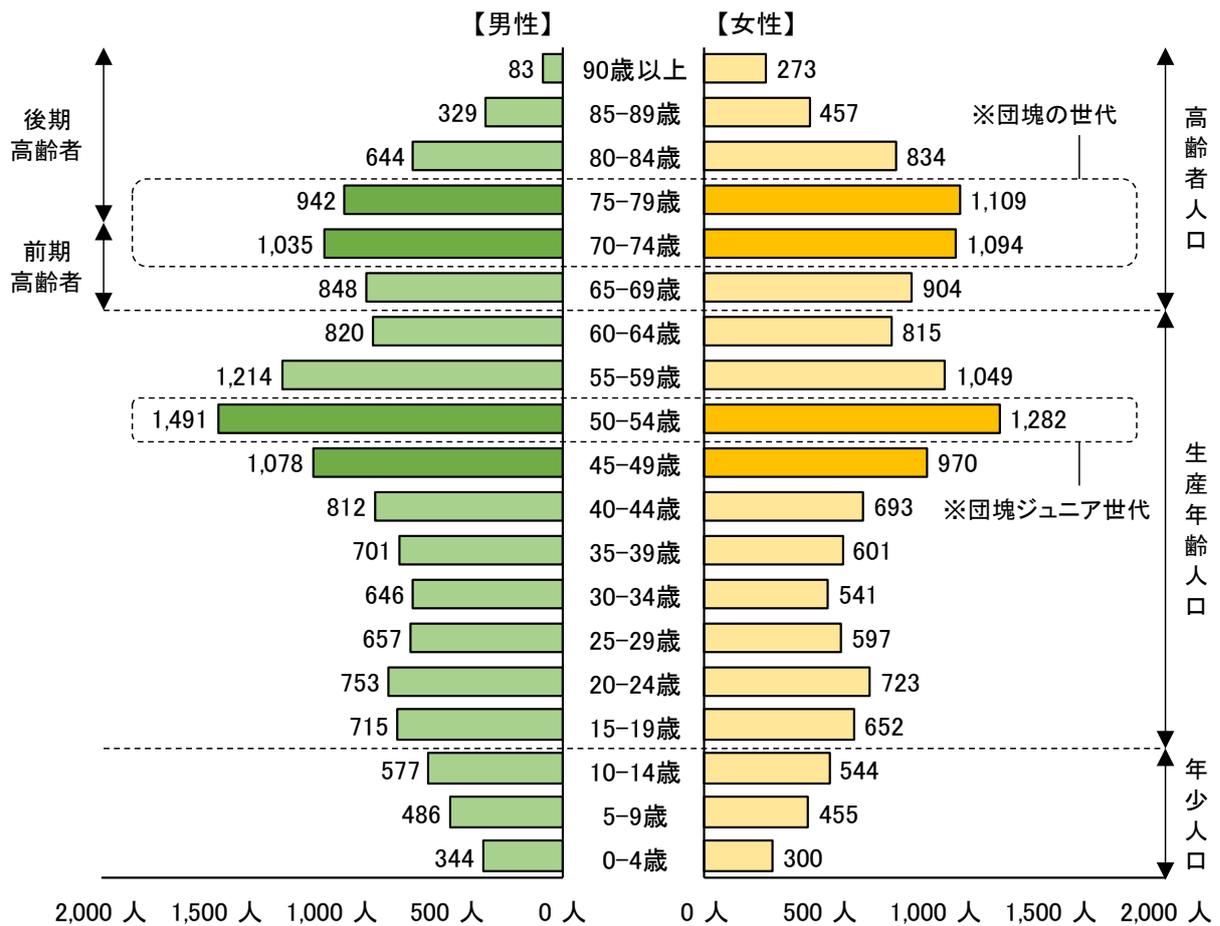
# 1 統計資料からみる現状

## (1) 本町の特徴

### 1) 人口ピラミッド

町の令和6年4月1日現在の人口ピラミッドをみると、団塊の世代が含まれる70歳代の年齢層と団塊ジュニア世代が含まれる50～54歳の年齢層の人口が比較的多くなっています。

今後町の人口ピラミッドは、少子高齢化が進むことにより、高齢者人口が多くなる逆三角形型へと形を変えていくことが想定されます。

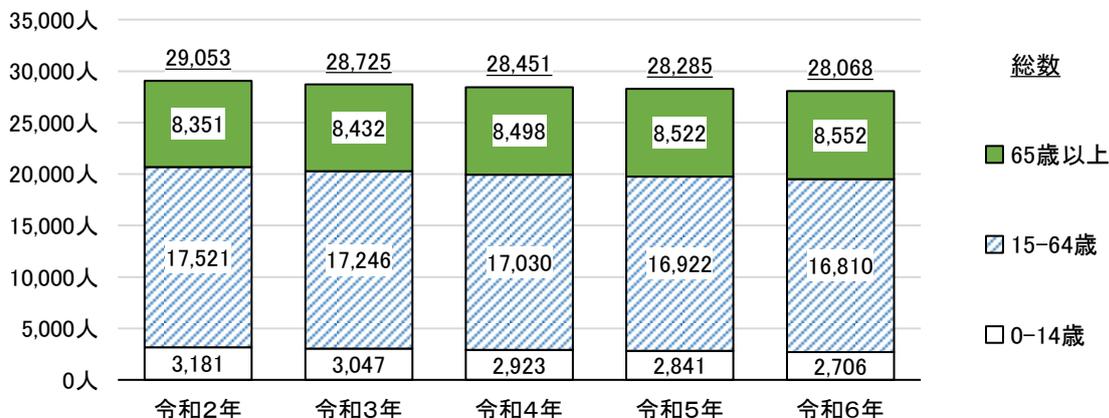


資料：住民基本台帳（令和6年4月1日現在）

## 2) 人口の状況

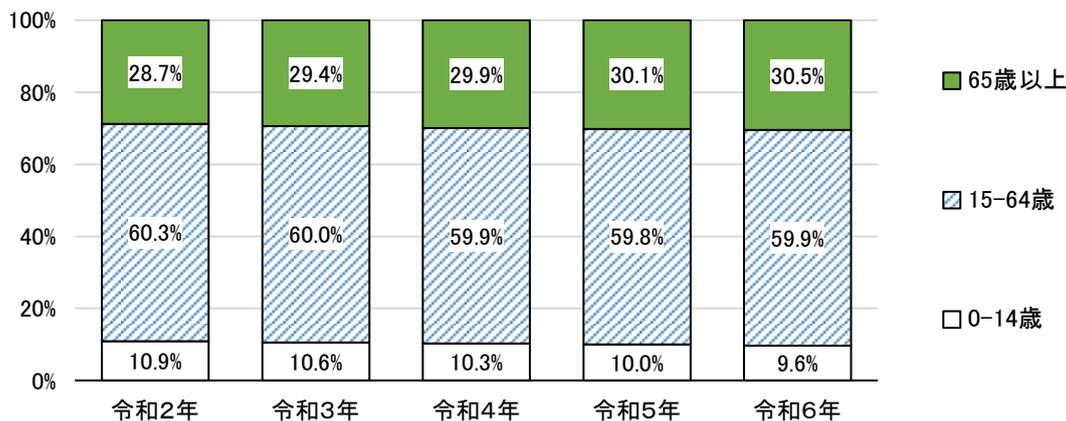
町の総人口は年々減少していますが、65歳以上の高齢者人口は年々増加しており、令和6年では8,552人、高齢化率は30.5%となっています。一方、0～14歳の年少人口と、15～64歳の生産年齢人口は一貫して減少しており、少子高齢化が進んでいる状況です。

### ■人口の推移（年齢3区分）



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

### ■人口構成比の推移（年齢3区分）



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

### 3) 世帯の状況

町の世帯数は年々増加しており、平成22年に10,000世帯を超え、令和2年では10,728世帯となっています。一方、1世帯あたり人員は年々減少しており、平成22年に3人を下回り、令和2年には2.63人となっています。

一般世帯の内訳をみると、核家族世帯は令和2年に減少に転じており、夫婦とこどもの世帯が大きく減少しています。一方、単独世帯は一貫して増加しており、令和2年には20年前の約2.5倍となる2,452世帯となり、世帯の単独化が進んでいます。

高齢者を含む世帯も年々増加しており、令和2年では世帯総数の約半数にあたる5,300世帯となっています。また、高齢独居世帯と高齢夫婦世帯いずれも増加を続けており、令和2年では高齢独居世帯は1,126世帯、高齢夫婦世帯は1,600世帯となっています。国及び埼玉県と比較すると、本町では高齢者を含む世帯が相対的に多い状況にあると言えます。

#### ■世帯数の推移

単位：世帯、人

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯	8,685	9,749	10,419	10,672	10,728
核家族世帯	6,184	7,018	7,259	7,411	7,171
夫婦のみ	1,343	1,803	2,047	2,303	2,415
夫婦と子ども	4,138	4,330	4,167	3,961	3,558
男親と子ども	149	171	229	220	236
女親と子ども	554	714	816	927	962
単独世帯	965	1,212	1,650	1,977	2,452
3世代世帯	1,206	1,153	1,056	802	676
その他	330	366	454	482	429
1世帯あたり人員	3.34	3.17	2.99	2.82	2.63

資料：国勢調査

#### ■高齢者を含む世帯数の推移

単位：世帯

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯	8,685	9,749	10,419	10,672	10,728
高齢者を含む世帯	2,246	3,042	4,012	4,899	5,300
高齢独居世帯	195	322	582	878	1,126
高齢夫婦世帯	369	667	987	1,393	1,600

資料：国勢調査

#### ■高齢者を含む世帯数と構成比の比較（令和2年）

単位：世帯、%

	国	埼玉県	松伏町
一般世帯数	55,704,949	3,157,627	10,728
高齢者を含む世帯	22,655,031	1,240,902	5,300
一般世帯数に占める割合	40.7	39.3	49.4

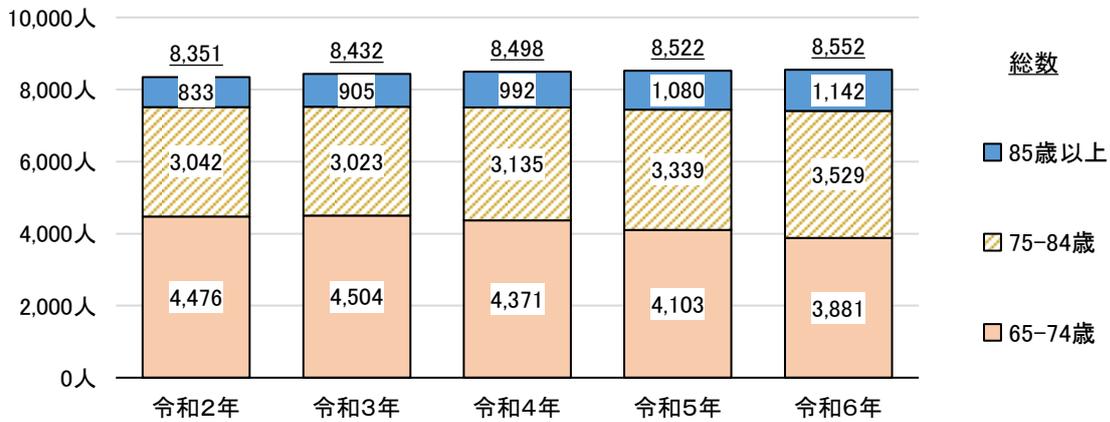
資料：国勢調査

#### 4) 高齢者の状況

町の高齢者人口の推移を年齢区分別にみると、75～84歳と85歳以上の後期高齢者が増加している状況です。

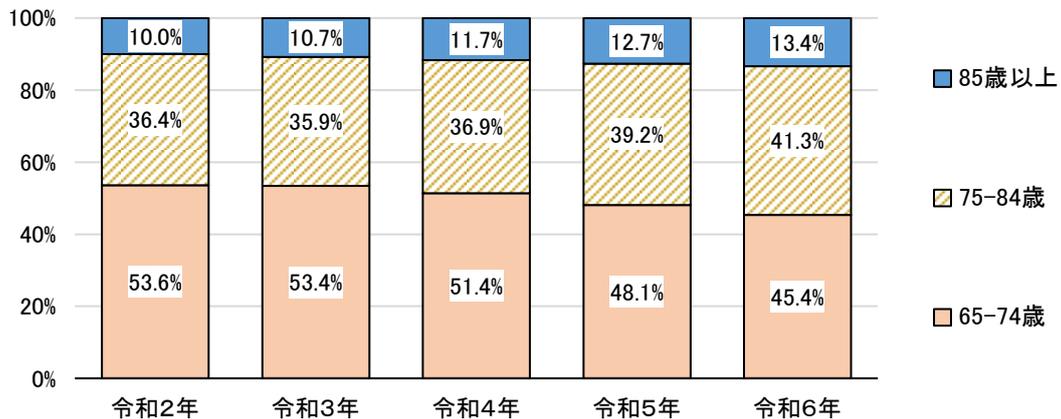
高齢者人口構成比の推移をみると、これまでは65～74歳の前期高齢者が過半数を占めていましたが、令和5年以降は75～84歳と85歳以上の後期高齢者が過半数を占め、令和6年では54.7%となっています。

##### ■高齢者人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

##### ■高齢者人口構成比の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

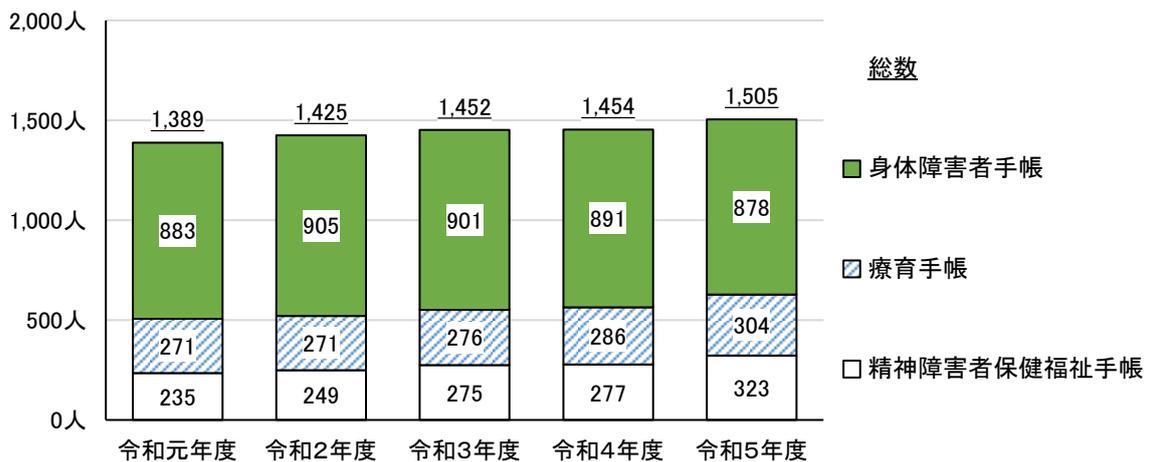
## 5) 障がい者の状況

町の障害者手帳所持者は年々増加しており、令和5年度では1,505人となっています。

内訳をみると、身体障害者手帳所持者が最も多く、900人前後で推移しており、令和5年度は878人となっています。療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者は、ともに増加傾向で推移しています。

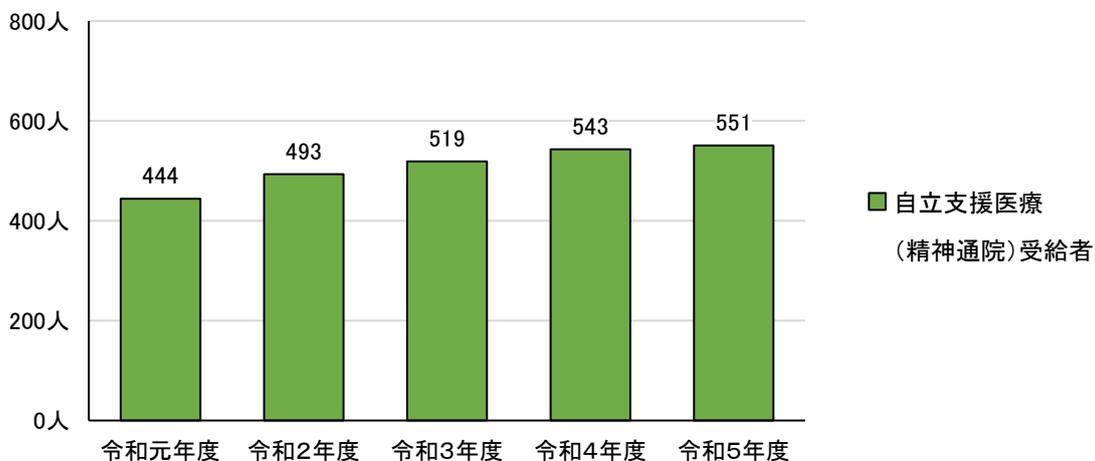
自立支援医療（精神通院）は、通院による精神医療を続ける必要がある方の通院医療費の自己負担を軽減するための公費負担医療制度で、受給者数は年々増加しており、令和5年度は551人となっています。

### ■障害者手帳所持者の推移



資料：埼玉県（各年度3月末現在）

### ■自立支援医療（精神通院）受給者の推移



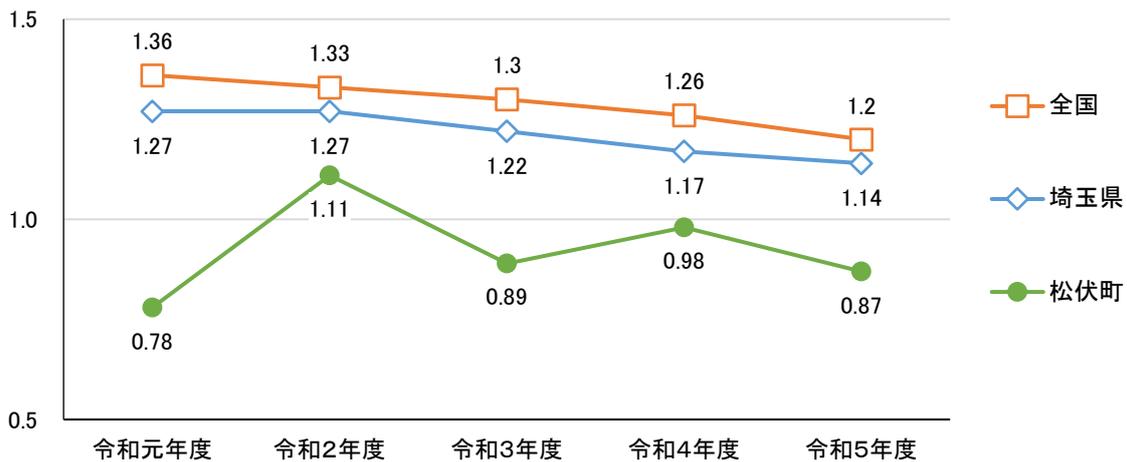
資料：埼玉県（各年度3月末現在）

## 6) こどもの状況

合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計し、一人の女性が一生の間に生むこどもの数を平均として示したもので、町の状況は、国や県を大きく下回っており、令和5年度では0.87となっています。

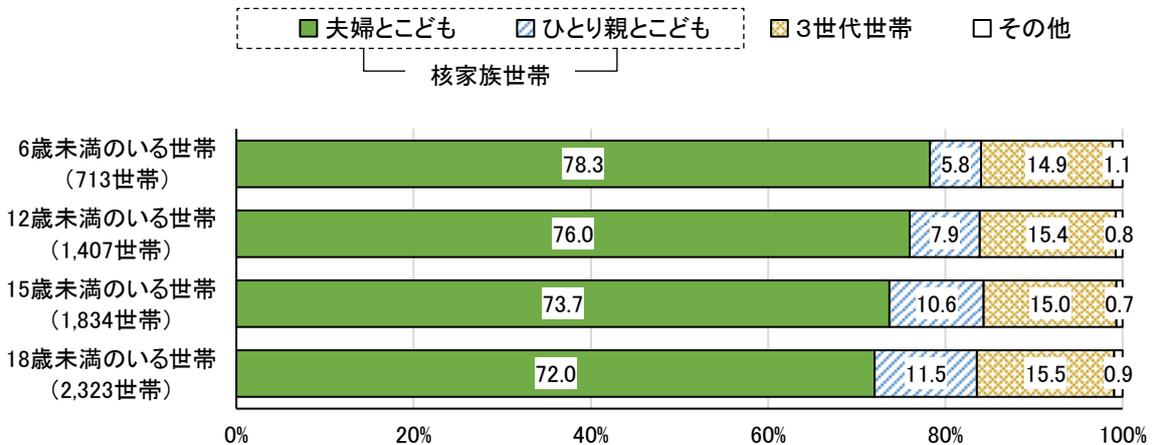
こどもがいる世帯の家族類型をみると、令和2年の国勢調査では、18歳未満のこどもがいる世帯では83.5%、15歳未満のこどもがいる世帯では84.3%、12歳未満のこどもがいる世帯では83.9%、6歳未満のこどものいる世帯では84.1%が核家族世帯となっています。こどもの年齢が高いほどひとり親とこどもの割合が高くなっています。

### ■合計特殊出生率の推移



資料：埼玉県 合計特殊出生率の年次推移（厚生労働省公表の数値から作成）

### ■こどもがいる世帯の家族類型



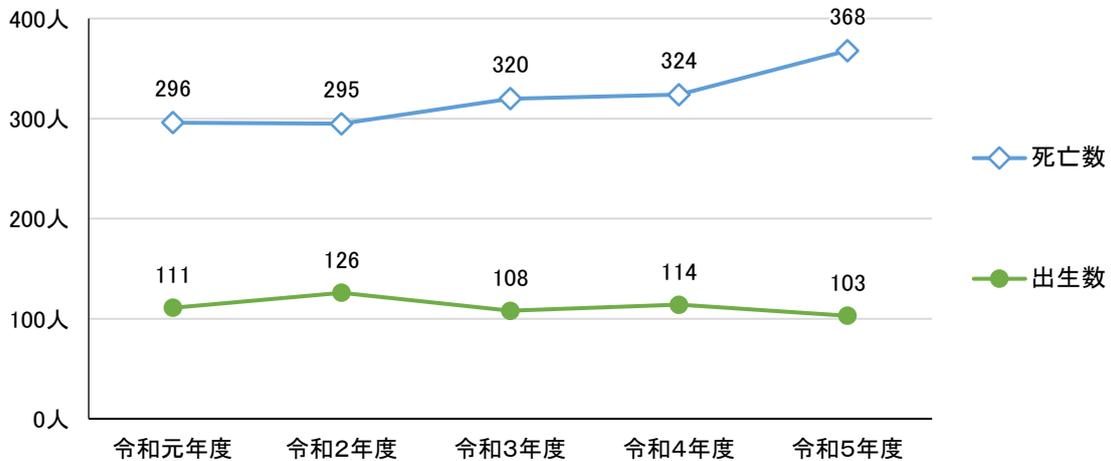
資料：国勢調査（令和2年）

### 7) 人口動態の状況

自然動態の推移をみると、死亡数が出生数を大きく上回っており、令和5年度ではその差が直近の5年では最も大きくなっています。

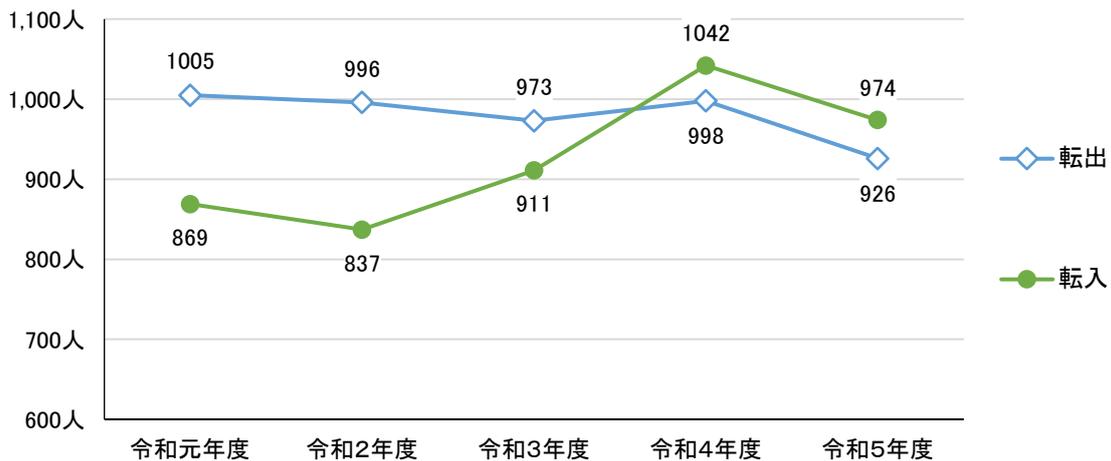
社会動態の推移をみると、令和3年度までは転出数が転入数を上回る転出超過の状況が続いていましたが、令和4年度以降は転入数が転出数を上回る転入超過となっています。

#### ■自然動態の推移



資料：統計まつぶし

#### ■社会動態の推移

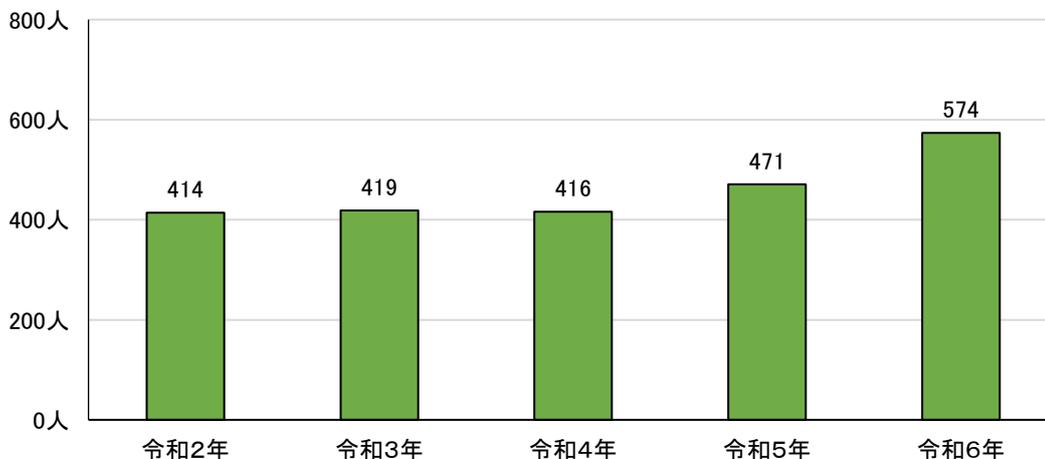


資料：統計まつぶし

### 8) 外国人住民人口の状況

外国人住民人口の推移をみると、令和5年以降は増加傾向にあり、令和6年には574人となっています。なお、令和6年の国籍の内訳は、ベトナムが154人（26.8%）、中国が114人（19.9%）、フィリピンが68人（11.8%）などとなっています。

#### ■自然動態の推移



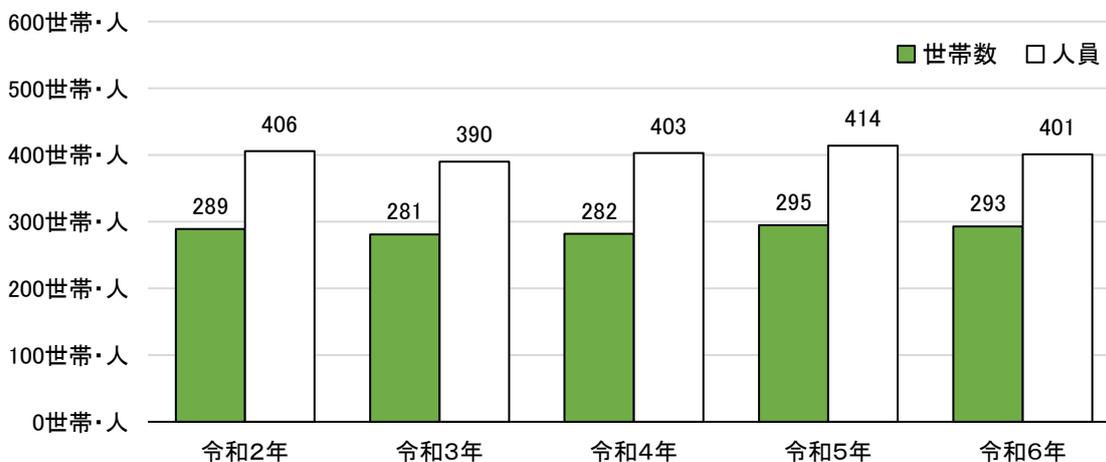
資料：統計まつぶし（各年4月1日現在）

### 9) 生活保護の状況

生活保護世帯数の推移をみると、290世帯前後で推移しており、令和6年では293世帯となっています。

生活保護人員の推移をみると、400人前後で推移しており、令和6年では401人となっています。

#### ■生活保護世帯数及び生活保護人員の推移



資料：統計まつぶし（各年3月1日現在）

## 2 地域福祉の担い手の現状

### (1) 松伏町社会福祉協議会

町社協は、住み慣れた町で誰もが安心して暮らしていくことができる社会の実現に向け、自治会やボランティア、民生委員・児童委員協議会等との協働の下、「情報提供・啓発事業」、「高齢者福祉事業」、「障がい者福祉事業」、「介護保険事業」、「子育て支援事業・児童福祉事業」、「生活福祉事業」、「地域福祉振興事業」、「在宅福祉事業」、「ボランティア活動及び福祉教育事業」、「顕彰事業」等の自主事業を行うほか、「生活支援体制整備事業」、「学童保育」等埼玉県社会福祉協議会や町からの受託（協力）事業、指定管理業務など、様々な活動を行っています。

### (2) 民生委員・児童委員

民生委員は、地域において、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務としています。厚生労働大臣から委嘱され、児童委員を兼ねています。

児童委員は、児童や妊産婦の生活環境等を把握し、必要な情報の提供や相談・支援等を行います。一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する主任児童委員の指名を受けています。

松伏町民生委員・児童委員協議会は、民生委員・児童委員によって組織された団体で、民生委員・児童委員の町における定数は57人（主任児童委員3人を含む）です。

#### ■民生委員・児童委員の活動状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談指導（件）	301	339	560	482	441
訪問回数（回）	12,060	11,112	10,452	11,245	9,980
連絡調整（件）	2,359	2,246	1,525	1,691	1,912

資料：いきいき福祉課

### (3) 自治会

自治会は、地域で行われる様々なコミュニティ活動の実施主体であり、地域の課題を町民自らが共同で解決していく場であるとともに、町民の最も身近な自治組織です。

自治会の数は78団体で、地域ごとに「自治会連合」等の連合組織が組織されており、その数は13団体となっています。

#### ■自治会数及び自治会加入率

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自治会数（団体）	84	82	82	80	78
加入率（％）	52.7	48.1	48.6	46.3	45.2

資料：総務課

#### (4) けんこうクラブ

老人クラブは、高齢者の社会参加や生きがい対策の推進組織に位置付けられています。町では「けんこうクラブ」の名称で活動し、会員相互の親睦を図り、地域社会の福祉増進を目的とした団体です。

町では、15団体のけんこうクラブが松伏町けんこうクラブ連合会を組織して活動しています。

##### ■けんこうクラブの団体数及び会員数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
団体数(団体)	16	16	16	15	15
会員数(人)	409	377	362	321	288

資料：いきいき福祉課

#### (5) 赤十字奉仕団

赤十字奉仕団は、赤十字の理念に基づいたボランティア活動を実施する団体で、「青年赤十字奉仕団」、専門技術を活かして活動をする「特殊赤十字奉仕団」等のほかに、市区町村ごとに組織される「地域赤十字奉仕団」があります。

地域赤十字奉仕団のひとつである松伏町赤十字奉仕団の会員数は36人です。

##### ■赤十字奉仕団の会員数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会員数(人)	34	36	36	35	36

資料：いきいき福祉課

#### (6) 保護司会

保護司は、社会奉仕の精神をもって、明るい地域社会を作るために、法務大臣から委嘱を受けて、保護観察官と協力して犯罪者や非行少年の更生、犯罪予防等の活動を行っています。また、社会を明るくする運動の一環として、町内の商業施設において再犯、薬物乱用防止の啓発活動にも努めています。

越谷地区保護司会（越谷市・三郷市・吉川市・松伏町で構成）における松伏支部会の保護司は14人です。

##### ■越谷地区保護司会松伏支部の保護司の人数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数(人)	13	14	14	14	14

資料：いきいき福祉課

### (7) 更生保護女性会

更生保護女性会は、保護司を助けながら、愛の募金活動を始め、地域社会における犯罪・非行の未然防止のための啓発活動や子育て支援を通じて、児童や青少年の健全な育成を助け、明るい社会づくりに貢献することを目的とする女性のボランティア団体です。

松伏町更生保護女性会の会員数は24人です。

#### ■更生保護女性会の会員数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会員数(人)	24	24	25	24	24

資料：いきいき福祉課

### (8) ボランティアグループ

町には、高齢福祉や障がい福祉、児童福祉・子育て支援、介護予防・健康づくりなど、様々な分野を対象とするボランティアグループがあり、松伏町ボランティアセンターに登録し、奉仕の精神に基づき自主的な社会貢献活動を行っています。

#### ■ボランティアグループの活動状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
活動グループ数	22	22	22	21	21
活動者数(人)	3,396	804	1,010	1,566	2,173

資料：社会福祉協議会

### (9) シルバー人材センター

シルバー人材センターは、「高年齢者等の雇用安定に関する法律」に基づき、市町村の区域ごとに設置され、定年退職者等の高年齢者のライフスタイルに合わせた就業又は特別な知識、技能を必要とする就業や、ボランティア活動等を通じて、高年齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の活性化に貢献する組織です。

#### ■松伏町シルバー人材センター登録会員数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会員数(人)	284	308	326	256	242

資料：総務課

## (10) 食生活改善推進員

食生活改善推進員は、食生活改善推進員教育課程を修了した方で、主として松伏町食生活改善推進員協議会に加入し、組織的に活動を行っており、健康づくりの基本である「食生活」を中心に、町民の健康管理に寄与することを目的にボランティア活動を進めています。

### ■松伏町食生活改善推進員協議会会員数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会員数(人)	27	23	25	24	23

資料：すこやか子育て課

## (11) 母子愛育会

母子愛育会は、妊産婦や乳幼児を中心に健康の保持増進を図ることで、こどもが健やかに生まれ育ち、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができる、明るく住みよい地域を作ることが目的とした住民の組織です。

少子高齢化が進み、近隣との人間関係が希薄化している現在、母子愛育会の活動はより重要視されています。しかし、個人情報保護や会員の高齢化、会員数の減少が愛育会活動に制限をかけている状況です。

### ■松伏町母子愛育会会員数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会員数(人)	23	23	22	22	22

資料：すこやか子育て課

## (12) NPO法人

町にはNPO法人が6団体あります。一般的にはNPOとは、ボランティア活動等の社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称ですが、このうちNPO法人とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した特定非営利活動法人の一般的な総称です。

## (13) 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、介護保険法に基づき、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する施設であり、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を配置し、地域包括ケアシステムの中核機関として位置付けられます。

町内では、「松伏町北部地域包括支援センター」と「松伏町南部地域包括支援センター」の2か所を設置しています。

#### (14) 地域子育て支援センター・こども家庭センター

地域子育て支援センターは、乳幼児とその保護者を対象に、情報交換や交流、仲間づくりを行う地域子育て支援拠点事業を実施する拠点施設です。

現在、町内に「松伏町地域子育て支援センター」と「北部地域子育て支援センター」の2か所を設置しています。また、令和6年4月から、児童福祉と母子保健の一体的支援を行う機能を有する「こども家庭センター」を設置し、全ての妊産婦や子育て世帯、こどもたちに対する相談支援に取り組んでいます。

#### (15) 基幹相談支援センター及び障害者相談支援事業

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、令和5年4月に松伏町基幹相談支援センターを設置しました。また、障がい者やその家族の生活、支援に関する相談に応じるとともに、関係機関との連携の下、障がいのある方が身近な地域において、安心して生活できる地域の支援体制を作ることを目的に、松伏町障がい者相談支援センターを設置しています。

##### ■松伏町地域包括支援センター



資料：松伏町ホームページ

### 3 団体等への意見聴取からみる現状及び課題

#### (1) 調査概要

新たな地域福祉計画及び地域福祉活動計画を策定するにあたって、地域を取り巻く環境や地域福祉に対する意見、要望等を把握し、計画策定の基礎資料とするため、福祉団体・事業所等へのアンケート調査を実施しました。調査の実施概要は以下のとおりです。

調査対象	松伏町で地域福祉にかかわる活動をされている団体・事業所等
調査期間	令和6年11月上旬～令和6年12月下旬
調査方法	調査票による記名式アンケート調査
回答数	19団体

#### (2) 調査結果概要

調査結果を踏まえた主な課題を以下の3点に集約しました。

##### 1) 人材の確保・育成

様々な福祉団体・事業所等において、人材の確保や職員の処遇改善等が課題となっています。福祉団体からは、人材の高齢化により活動の継続が困難になっていることや若い人材の確保が進まない現状等が挙げられています。また、福祉事業所からは、利用者の増加やニーズの多様化による業務負担、精神的負担の増大等が挙げられています。

##### 2) 活動や交流の場の充実

地域の人と人だけではなく、福祉団体・事業所間においてもつながりが薄く、お互いの交流の場や地域に参画する機会の充実が求められています。特に、地域福祉を推進する上では、支援を必要とする人々の居場所づくりが重要であり、そのための各福祉団体・事業所等の活動の周知や理解促進、情報共有するための手段の充実等も課題となっています。一方で、自らの活動だけで精一杯といった現状も挙げられています。

##### 3) 多様なニーズへの支援

人材や居場所といった共通の課題に加えて、高齢者や障がい者など、個々の具体的な支援ニーズに対応するための相談支援体制の充実や関係機関等の連携が課題として挙げられています。連携が必要な福祉団体・事業所等としては、町や町社協をはじめとし、医療機関や教育機関、地域の福祉団体など多岐に渡っています。また、そのための新しい連携の形として、従来の考え方にとらわれない柔軟で開かれたつながりが求められています。

## 4 第2期計画の評価

第2期計画の評価を以下のとおり整理します。

### (1) 評価の取りまとめ

第2期計画に掲げた取組への評価について、基本目標ごとの評価結果をみると、A評価とB評価を合わせると90.5%となり、おおむね計画どおり取組が進められたとの評価となっています。C評価の項目は、引き続き実施に向けた検討を進める必要のある事業となっています。また、D評価の項目は、施策内容が分かりづらく具体的な取組につながらなかったため、本計画では、内容を精査しました。

#### ■評価結果一覧

	評価項目	A評価	B評価	C評価	D評価
基本目標 1 参画する地域づくり	18	6	8	4	0
基本目標 2 支え合う地域づくり	15	10	4	0	1
基本目標 3 安心する地域づくり	22	14	8	0	0
基本目標 4 包括的な地域づくり	19	10	7	2	0
全体	74	40	27	6	1
全体に占める割合	100%	54.0%	36.5%	8.1%	1.4%

※評価基準 A：計画どおり、B：おおむね計画どおり、C：あまり進んでいない、D：まったく進んでいない



## (2) 取組状況からみる現状

### 1) 基本目標1 参画する地域づくり

住民の地域福祉に関する理解・関心を高め、誰もが参画する地域づくりを推進するために、広報や社協だより等による意識啓発、養成講座や福祉教育等による人材の確保・育成、町で活動する団体への支援等に努めてきました。

自治会未加入者に対しては、広報やホームページ等で周知を行っていますが、会員数は年々減少している状況です。

人材の確保・育成に向けては、令和6年度から介護人材確保策の一環として、研修を行い、介護現場とのマッチングを通じて人材育成を行っています。

#### ■評価結果

	評価項目	A評価	B評価	C評価	D評価
基本目標1 参画する地域づくり	18	6	8	4	0

### 2) 基本目標2 支え合う地域づくり

助け合い・支え合う地域づくりを推進するため、地域における居場所として、ふれあいサロンの設置・運営に取り組んできました。

おおむね計画どおりの進捗となっている一方で、自治会加入者数が減少している現状を踏まえ、事業内容の詳細を再検討することが求められます。また、相互支援の仕組みづくりについては未実施となっており、今後どのような地域の仕組みを目指していくのかを具体化する必要があります。

#### ■評価結果

	評価項目	A評価	B評価	C評価	D評価
基本目標2 支え合う地域づくり	15	10	4	0	1

### 3) 基本目標3 安心する地域づくり

地域のかかわりによる安心して暮らせる地域づくりを推進するために、ソフト面では福祉サービスの充実に、ハード面では交通安全施設等の整備に取り組み、見守り・パトロールや災害時要援護者対策等に努めてきました。

防犯・防災については、自治会や民生委員・児童委員、警察、学校、保護司、更生保護女性会など、多様な主体とのかかわりが重要であり、今後も連携・協力体制を強化していくことが求められます。

#### ■評価結果

	評価項目	A評価	B評価	C評価	D評価
基本目標3 安心する地域づくり	22	14	8	0	0

### 4) 基本目標4 包括的な地域づくり

複雑化・高度化している地域福祉における問題に対応するため、高齢者や障がい者、子ども等の各福祉分野を超えた横断的な、全世代型の多機関協働による地域づくりに努めてきました。

横断型の総合相談窓口についての整備は未実施ですが、町の福祉各担当の対応内容を組織横断的に共有し、複数の課題を抱える住民に対応しました。分野別では、令和5年4月に、障がいのある方の地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターを設置しました。令和6年4月には、高齢者の相談支援の機能強化を図るため、ふれあいセンターかがやき内に設置していた松伏町地域包括支援センターを松伏町南部地域包括支援センターに変更し、あすかHOUSE松伏内に移設するとともに、北部サービスセンター内に「松伏町北部地域包括支援センター」を開設しました。また、同年4月に、全ての妊産婦や子育て世帯、子どもたちに対する相談支援に取り組むため、児童福祉と母子保健の一体的支援を行う機能を有する「子ども家庭センター」を新たに設置しました。

今後も連携しやすい環境づくりに取り組むとともに、体制整備について検討していく必要があります。

#### ■評価結果

	評価項目	A評価	B評価	C評価	D評価
基本目標4 包括的な地域づくり	19	10	7	2	0

## 5 本町の課題

第2期計画の評価等を踏まえ、町の地域福祉に係る課題は次のとおりです。

### (1) 地域福祉の担い手の確保・育成

自治会や民生委員・児童委員、介護・保育人材等、地域で活動する団体や事業所等の多くで人員不足が顕著化し、活動上の問題として取り上げられており、地域の担い手不足は深刻な問題となっています。

厳しい社会情勢の下で、住民が地域に関心を持ち、活動につなげることは容易ではありませんが、国が示す「地域共生社会」の考え方を踏まえ、住民が主体的に地域づくりに取り組むことができるよう、地域福祉への理解を促進し、地域の担い手を確保・育成していくことが求められます。

今後は、担い手の確保・育成に取り組みつつも、限られた人材で効率的に支援や見守りができる手法の検討を進めるとともに、行政、団体及び事業所等における情報共有を更に図っていくことで、必要な方に支援が行き届かないことがないよう検討していく必要があります。

### (2) 地域における新たな近隣関係の構築

自治会への加入率は年々減少し、解散に至る自治会もあるなど、地域の組織や活動は衰退し続けています。そのため、ひきこもりなど、社会から孤立する住民の増加が懸念されます。また、近年は、自然災害の頻発化・激甚化が進んでおり、令和5年6月には梅雨前線による大雨と台風2号による災害で、災害救助法の適用を受けました。町は、災害の発生に備えて様々な対策を実施していますが、災害発生時における要支援者等の避難には、地域の協力が不可欠です。

地域福祉を推進するにあたって、近所づきあいや身近な地域とのつながりは地域活動の基盤となります。地域の関係が薄れていく中で、外に出る機会や場所を増やし、新たなつながりを構築していくことが求められます。

### (3) 複雑化・複合化した支援ニーズへの対応

核家族化や世帯の単身化、近所づきあいの希薄化など、地域の状況は大きく変化しており、高齢の親がこどもの生活を支える「8050問題」や子育てと介護が同時に発生する「ダブルケア」、家事や家族の世話、介護などをこどもが日常的に行う「ヤングケアラー」など、複雑かつ多様な問題を抱える世帯が増加しています。

こうした問題は、既存の支援や単独の制度では対応が困難な場合が多く、また、地域で孤独・孤立している人や虐待を受けている人、罪を犯した人などは、問題が顕在化しづらいため、各種支援やサービスを拡充するとともに、地域における支援体制を強化することが求められます。

そのため、役場内に複数設置されている会議体の横連携を促し、情報共有を図ることで、潜在的に支援が必要な方が支援を受けられないことがないよう検討します。

## 第3章 計画の基本的な考え方

- 
- 1 計画の将来像
  - 2 計画の基本方針
  - 3 計画の施策体系
-



## 1 計画の将来像

町では、平成27年3月に策定された「松伏町第1期地域福祉計画」（以下「第1期計画」という。）において、「みんなで参画し お互いに支え合う 誰にでもやさしいまち」の実現を目指して、地域福祉を推進してきました。また、令和2年3月に策定された「松伏町第2期地域福祉計画」（以下「第2期計画」という。）では、第1期計画の将来像を引き継ぎ、福祉ニーズや地域情勢の変化による新たな課題に対応しながら、地域共生社会の実現を目指してきました。

第3期となる本計画では、これまでの将来像の基本的な考え方を継承しながら、地域福祉の担い手育成に取り組みつつも、限られた人材で効率的に支援や見守りができる手法の検討、活動する各団体間の情報共有を更に図っていくことで、困っている方に支援が行き届くよう取り組むとともに、町民一人ひとりが積極的に地域と関わりを持ち、誰もが孤立することなくつながっていくことを目指し、「みんなで参画し 支え合い 誰もがつながる やさしいまち」を新たな将来像とし、計画を推進します。

みんなで参画し 支え合い 誰もがつながる やさしいまち



## 2 計画の基本方針

### (1) 人材のつながりづくり

住民が地域のことに関心を持ち、支え合い、助け合う地域を築いていくために、様々な機会や媒体を活用して住民の地域福祉への理解を促進し、地域福祉の普及啓発に努めます。

また、住民一人ひとりが、自分のことから地域活動に参加できるよう、そのきっかけづくりの場の提供や町内に眠っている人材の発掘など地域を支える担い手の確保、次世代の担い手の育成等の人材創出にも努めます。

### (2) 地域のつながりづくり

地域における新たなつながりを形成していくために、活動団体への支援を行うとともに、活動団体や町社協と連携し、住民と活動団体、活動団体同士をつなげるための取組を推進します。

また、世代間交流事業やいきいきふれあいサロンなど、地域交流や居場所の確保のための事業の充実と参加促進を図るとともに、地域の多様な問題の発見に取り組み、必要な交流機会や居場所の確保に努めます。

### (3) 包括的なしくみづくり

制度の狭間の問題に対応するために、支援を必要とする人に対して制度の周知を行うとともに、必要な支援や福祉サービスにつなぐことができるよう支援体制の充実を図ります。

また、分野ごとに相談窓口を変えることなく、様々な問題に適切かつ早期に対応できる相談体制について検討を進めるとともに、分野横断的な協力・連携を推進し、包括的な支援体制の拡充に努めます。

併せて、福祉に携わる方、会議体、団体等の中で情報共有を行い、支援が必要な方の複雑な課題解決に努めます。



### 3 計画の施策体系

#### 将来像

みんなで参画し 支え合い 誰もがつながる やさしいまち

基本方針		基本目標	具体的な取組
1	人材のつながりづくり	1 支え合い・助け合う意識の啓発	○普及啓発の推進 ○寄付・募金文化の醸成
		2 地域を支える人材の育成	○人材の確保・育成 ○福祉教育の推進
2	地域のつながりづくり	1 地域活動への支援	○福祉に係る活動団体への支援 ○コミュニティ活動への支援 ○各団体の活動状況の情報提供の充実
		2 居場所や交流機会の確保	○地域交流活動への支援 ○地域における居場所の確保 ○相互支援のしくみづくり
3	包括的なしくみづくり	1 町民への隙間のない支援	○生活困窮者支援の推進 ○成年後見制度の利用促進 ○孤独・孤立防止対策の推進 ○虐待防止対策の推進 ○再犯防止対策の推進 ○ケアラー・ヤングケアラーへの支援
		2 包括的な支援体制の拡充	○各福祉サービスの充実 ○健康づくりの推進 ○安全・安心なまちづくり ○横断型総合相談窓口の設置検討 ○多機関協働による包括的支援体制整備



## 第4章 施策展開

- 
- 基本方針1 人材のつながりづくり
  - 基本方針2 地域のつながりづくり
  - 基本方針3 包括的なしくみづくり
-



## 基本方針1 人材のつながりづくり

### (1) 支え合い・助け合う意識の啓発

少子高齢化が進み、核家族化や単身世帯の増加、生活様式の多様化など、地域を取り巻く社会の変化とともに、地域における問題は多様かつ複雑なものとなっています。

そのため、社会構造や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人とひと、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を目指す「地域共生社会の実現」を目指した取組が進められています。

しかし、地域では世帯人数の減少や単身世帯の増加などにより、住民同士のつながりが弱くなっており、地域への関心も薄れている状況です。

住民が地域のことに関心を持ち、支え合い、助け合う地域を築いていくには、地域のことを理解し、主体的に参画しようとする意識が重要です。

そのため、様々な機会や媒体、IT等も活用して住民の地域福祉への理解を促進し、地域福祉の普及啓発に努めます。

#### 1) 普及啓発の推進

施策内容		担当課
1	広報まつぶし連載の「小鳩だより」における民生委員・児童委員協議会の活動をはじめ、地域福祉に関する活動団体の取組を広報や町ホームページに掲載し、地域福祉の普及啓発に努めます。	いきいき福祉課 社会福祉担当
2	「松伏町民文化祭」における松伏町赤十字奉仕団の福祉模擬コーナー開設等、福祉の啓発に努めます。	いきいき福祉課 社会福祉担当
3	認知症を正しく理解するため、認知症サポーター養成講座等を開催するとともに、認知症ケアパスを定期的に更新し、認知症の状態に応じたサービス提供の流れについて啓発していきます。	いきいき福祉課 地域支援担当
4	令和2年5月に、吉川市と共同で鳥取県と協定を締結した「あいサポート運動」を推進することで、様々な障がいの特性や必要な配慮などの理解促進を図ります。	いきいき福祉課 障がい福祉担当

#### 2) 寄付・募金文化の醸成

施策内容		担当課
5	日本赤十字社の社資や義援金募集、赤い羽根共同募金、更生保護女性会が行う愛の募金等の他、フードパントリー、こども食堂を通じた食料等の提供等その目的の周知や募集活動を通じて地域福祉の意識を醸成します。	いきいき福祉課 社会福祉担当 すこやか子育て課 子育て支援・ 児童福祉担当
6	自治会解散等により日本赤十字社の社資等の減少が予想されることから、自治会未加入者への啓発等を検討します。	総務課 地域安全担当

## (2) 地域を支える人材の育成

地域とのかかわりを持たない住民又は持ちづらい住民が増加する中、自治会などの自治組織や民生委員・児童委員などの地域活動の担い手が減少しており、担い手の確保・育成は、多くの地域や団体で切実な課題となっています。

そのため、住民一人ひとりが、自分のことから地域活動に参加できるよう、町社協と連携し、そのきっかけづくりの場の提供や町内に眠っている人材の発掘など地域を支える担い手の確保、次世代の担い手の育成等の人材創出に努めます。また、学校や地域における福祉教育を推進し、児童期から福祉意識の醸成を図ります。

### 1) 人材の確保・育成

施策内容		担当課
7	ボランティア体験機会の提供や、ボランティア活動者を対象としたボランティアスクールの開催等、町社協の取組に対する支援を行い、ボランティア活動者の確保・育成に努めます。	いきいき福祉課 社会福祉担当
8	定年退職した元気な高齢者を地域福祉の現場に迎える工夫や、民生委員・児童委員の候補者等の発掘等、地域福祉の各分野に携わる様々な人材の確保の手法等を検討します。	いきいき福祉課 地域支援担当 社会福祉担当
9	食生活改善推進員等の養成講座を開催し、多様な活動に関わる人材の確保・育成に努めます。	すこやか子育て課 健康増進担当
10	「あいサポート運動」を推進することで、様々な障がいの特性や必要な配慮などを理解し、障がいのある方に温かく接するとともに、ちょっとした手助けを行うことにより、誰もが暮らしやすい共生社会を目指します。	いきいき福祉課 障がい福祉担当

### 2) 福祉教育の推進

施策内容		担当課
11	福祉協力校における車いす体験、アイマスク体験、(高齢者)擬似体験、点字学習等町社協の取組をはじめとする福祉教育を推進し、地域福祉等に対する理解の促進を図ります。	いきいき福祉課 社会福祉担当 (社会福祉協議会) 教育総務課 学校教育担当
12	あいサポート運動の一環として実施しているあいサポーター研修で、小学生を対象としたあいサポートキッズ研修を開催します。	いきいき福祉課 障がい福祉担当
13	小学校のイベントに地域の方を招待し、地域の高齢者、障がい者との交流を図ります。	教育総務課 学校教育担当
14	小学校と特別支援学校との交流を図り、両者が経験を深め、社会性を養うとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会を提供します。	教育総務課 学校教育担当
15	中学生の3days チャレンジ(職業体験)を通して、希望する生徒が高齢者福祉施設等の現場を体験・理解する機会を提供します。	教育総務課 学校教育担当
16	人権セミナーの中で、障がい者の人権に関する講座、障がい者を招いた講演等を行い、障がい者が置かれている状況を理解し、障がい者の人権を尊重する意識を高めます。	教育文化振興課 社会教育担当

## 基本方針2 地域のつながりづくり

### (1) 地域活動への支援

厳しい社会情勢の下、生活環境や個々の生活様式の変化などにより、地域におけるつながりは希薄となり、地域活動の基盤も弱体化し、自治会や活動団体の継続が困難となる状況も見られます。

一方、このような状況は、支援を必要とする人の孤独・孤立やひきこもりなどの問題につながっており、地域の新たなつながりを形成していくことが求められます。また、地域とのつながりが希薄となっていることから、活動に対する意欲があっても、地域の取組や活動の情報が住民に届きづらく、情報発信の手段や情報提供の方法についても多様な取組が求められます。

そのため、活動団体への支援を行うとともに、活動団体や町社協と連携し、住民と活動団体、活動団体同士を繋げるための取組を推進します。

#### 1) 福祉に係る活動団体への支援

施策内容		担当課
17	町独自の取組として進めている「ご近所さん体操」の立ち上げ支援等、地域における新たな活動に対して支援を行います。	いきいき福祉課 地域支援担当
18	北部サービスセンターを通じた「けんこうクラブ」への支援、「食生活改善推進員協議会」及び「母子愛育会」、「赤十字奉仕団」、「民生委員・児童委員協議会」等への活動資金の一部補助等、各団体の活動を支援します。	いきいき福祉課 社会福祉担当 すこやか子育て課 健康増進担当
19	ボランティアセンターを担う町社協において、活動の紹介やあつ旋、活動中の事故等の補償を提供するボランティア保険のあつ旋等、ボランティア団体の活動の活性化を支援します。	いきいき福祉課 社会福祉担当 (社会福祉協議会)
20	補助金の交付等により、シルバー人材センターや NPO 法人等における地域福祉活動を推進します。	いきいき福祉課 社会福祉担当 総務課 総務秘書広報担当 企画財政課 人権推進担当
21	障がい者団体等に対する公共施設の使用料の減額・免除を行います。	いきいき福祉課 障がい福祉担当

## 2) コミュニティ活動への支援

施策内容		担当課
22	「自治会ハンドブック」を配布し、自治会運営を支援します。	総務課 地域安全担当
23	広報まつぶしや町ホームページ等に、各自治会の活動情報等を掲載し、広く周知を図ることにより、町民によるコミュニティ活動への参画を促進します。	総務課 地域安全担当
24	自治会連合会等による自治会等運営を推進するため、自治会運営等に係る費用の一部を補助します。(自治会等振興補助金・自治会運営事業)	総務課 地域安全担当
25	松伏町コミュニティ推進協議会が行う講演会や植栽活動等に際して、会場・場所の貸し出しや備品の提供等により活動を支援します。	総務課 地域安全担当
26	自治会等が住民活動を行った際の事故等の補償を提供する「住民活動補償制度」を導入し、その周知と参加に努めます。	総務課 総務秘書広報担当
27	自治会が行う地域活動に必要な器具(草刈機、放射線量測定器、側溝のふたを持ち上げる器具、泥土をすくい取る鋤簾(じょれん))等の貸出しや、土のう袋の無料配布、泥土の回収等、地域におけるコミュニティ活動を支援します。	まちづくり整備課 土木担当

## 3) 各団体の活動状況の情報提供の充実

施策内容		担当課
28	広報まつぶしや町ホームページ等に、各活動団体の役割や活動の紹介等、各団体の周知を図り、活動を支援します。	いきいき福祉課 社会福祉担当 障がい福祉担当
29	広報まつぶしの「サークル・団体の催し・募集」コーナーや「サークルマップ」(地域で活動している団体を紹介する小冊子)において、活動団体の活動紹介や構成員募集等の情報を発信し、活動の活性化を支援します。	教育文化振興課 社会教育担当
30	広報まつぶしに自治会加入を呼びかける記事を掲載します。	総務課 地域安全担当
31	転入者に対して自治会加入を案内する等、自治会連合会等と連携・協力し、自治会の加入促進に努めます。	総務課 地域安全担当

## (2) 居場所や交流機会の確保

少子高齢化が進み、地域のつながりが希薄になっている中、単独世帯や高齢者のみの世帯が増加し、世帯規模が縮小しています。

そのため、地域における交流の機会も減少し、高齢者や障がい者、子育て家庭など、支援を必要とする住民の社会的孤立が懸念されます。また、共働き世帯の増加に伴い、こどもが身近で安全に遊べる居場所の確保を図ることも必要です。

町と町社協では、世代間交流事業やいきいきふれあいサロンなど、地域での交流や居場所の確保に向けた事業を実施しており、今後も更なる充実と参加促進を図るとともに、多様な地域の問題の発見に取り組み、必要な交流機会の提供や居場所の確保に努めます。

### 1) 地域交流活動への支援

施策内容		担当課
32	町社協が行う、地域の児童と高齢者等が交流する「世代間交流事業」の取組を支援します。	いきいき福祉課 地域支援担当
33	「まつぶし町民まつり」の実施により地域間や団体間の交流を促進します。	環境経済課 商工担当

### 2) 地域における居場所の確保

施策内容		担当課
34	町社協と地域の人材が連携し、既存の施設等を活用して実施する「いきいきふれあいサロン」の設置や活動を支援します。	いきいき福祉課 地域支援担当 (社会福祉協議会)
35	自治会等の活動を推進するため、住民が気軽に集うことができる自治会館等の維持管理の一部を補助します。(松伏町自治会館等維持管理費補助金)	総務課 地域安全担当
36	「コミュニティ助成事業」(一般社団法人自治総合センター)の活用をあっ旋することで、自治会館の建設や大規模な修繕、防災等資機材の整備等を支援します。	総務課 地域安全担当
37	自治会が利用する場合に使用料が免除される集会施設(役場第二庁舎、松伏会館、中央公民館等)の活用を促進し、コミュニティ活動の活性化を推進します。	総務課 総務秘書広報担当
38	児童館や学習支援教室、こども食堂など、こどもが安心して過ごすことができる居場所の周知に努めます。	すこやか子育て課 子育て支援・ 児童福祉担当 いきいき福祉課 社会福祉担当

### 3) 相互支援のしくみづくり

施策内容		担当課
39	地域の課題を早期に発見・対応するために、地域住民による支え合いの体制づくりを支援します。	いきいき福祉課 社会福祉担当

## 基本方針3 包括的なしくみづくり

### (1) 町民への隙間のない支援

少子高齢化や生活様式の変容等により、核家族化や世帯の単身化、近所づきあいの希薄化など、地域の状況は大きく変化しています。また、高齢の親がこどもの生活を支える「8050問題」や子育てと介護が同時に発生する「ダブルケア」、家事や家族の世話、介護などをこどもが日常的に行うことにより、こどもの健康、学業へ悪影響がおよび、学歴などの理由で収入の高い仕事に就けない状況から貧困が連鎖してしまう「ヤングケアラー」など、複雑かつ多様な問題を抱える世帯が増加しており、既存の支援や単独の制度では対応が困難な場合が多くなっています。さらに、地域で孤独・孤立している人や虐待を受けている人、罪を犯した人等は、支援や福祉サービスが必要な状況にも関わらず、問題が顕在化しづらい状況となっています。

このような制度の狭間の問題に対応するためには、町や関係機関、町社協、地域が連携して隙間のない支援を届ける必要があります。

そのため、支援を必要とする人に対して制度の周知を行うとともに、支援や福祉サービスにつなぐことができるよう支援体制の充実を図ります。

#### 1) 生活困窮者支援の推進

施策内容		担当課
40	民生委員・児童委員をはじめ町社協や埼玉県（アスポート相談支援センター埼玉東部）等関係機関との連携を図り、生活困窮者の相談体制の充実や当該世帯のこどもが学習する環境の整備に努めます。	いきいき福祉課 社会福祉担当
41	生活保護制度や生活困窮者自立支援事業等、関係機関との連携により生活困窮者の生活の安定と自立に向けた相談・指導等体制の充実を図ります。	いきいき福祉課 社会福祉担当
42	福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等、高齢者や障がい者の日常生活を支援する「福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）」の実施にあたっては、埼玉県社会福祉協議会及び町社協との連携を強化し適切な利用に努めます。	いきいき福祉課 社会福祉担当



## 2) 成年後見制度の利用促進

施策内容		担当課
43	全ての人が、その人らしく生きることができるよう、成年後見制度をはじめとする権利擁護事業等の周知に努めます。	いきいき福祉課 地域支援担当 障がい福祉担当
44	高齢者や障がい者等の権利を守るため、成年後見制度の周知と活用促進を図ります。	いきいき福祉課 地域支援担当 障がい福祉担当
45	成年後見制度利用促進法に基づく中核機関や協議会の設置について検討します。	いきいき福祉課 地域支援担当 障がい福祉担当

## ▶▶第5章 松伏町成年後見制度利用促進基本計画 53頁～

## 3) 孤独・孤立防止対策の推進

施策内容		担当課
46	民生委員・児童委員の協力により一人暮らし高齢者等を訪問し、安否確認や相談を行います。	いきいき福祉課 社会福祉担当
47	一人暮らし高齢者等の自宅に緊急連絡先等を掲載した「救急医療情報キット」を設置し、状況の把握、安否確認の取組を行います。	いきいき福祉課 社会福祉担当 (社会福祉協議会)
48	「避難行動要支援者名簿」の作成等を通して、地域住民が主体となった見守り・孤立防止対策等の体制の整備に努めます。	総務課 地域安全担当 いきいき福祉課 地域支援担当 (社会福祉協議会)
49	松伏町自殺対策行動計画(第2次)にのっとり、いのちを支える仕組みづくりを総合的に推進します。	すこやか子育て課 健康増進担当

## 4) 虐待防止対策の推進

施策内容		担当課
50	高齢者や障がい者、児童等の虐待にあたっては、地域や民生委員・児童委員の見守り等関係者の協力・連携により早期発見と防止に努め、関係機関に報告する等迅速な対応を図ります。	いきいき福祉課 地域支援担当 障がい福祉担当 すこやか子育て課 子育て支援・ 児童福祉担当 健康増進担当

5) 再犯防止対策の推進

施策内容		担当課
51	自治会等が自主的に行う防犯パトロール等の実施を支援し、犯罪が起きにくい地域づくりを推進します。	総務課 地域安全担当
52	「社会を明るくする運動」や「子ども110番の家」の指定・活用、「地域防犯推進委員」のパトロール活動の推進など、警察や学校、保護司、更生保護女性会員、地域等の協力を得て、子どもを犯罪から守り、非行のない明るく健全な地域づくりを推進します。	いきいき福祉課 社会福祉担当 総務課 地域安全担当 教育総務課 学校教育担当
53	保護司会、更生保護女性会や県、民間団体等と連携し、地域社会における立ち直りに係る支援体制の強化を図ります。	いきいき福祉課 社会福祉担当
54	障がい者に対して、「松伏町障がい者相談支援センター」と連携し、就労支援や生活の安定等に向け、継続的な支援を行います。	いきいき福祉課 障がい福祉担当
55	保護司会及び更生保護女性会の活動内容や取組を周知啓発していくことを通して、人材確保に努めます。	いきいき福祉課 社会福祉担当
56	保護司が自宅以外の場所で対象者と面談できるよう、会場確保等の支援を行うとともに、保護司会及び更生保護女性会に補助金を支給し、その活動を支援します。	いきいき福祉課 社会福祉担当
57	高齢者や障がい者、薬物依存者などの保健・医療・福祉の支援を必要とする人に対して、地域での生活が可能となるよう、適切に保健・医療・福祉サービスにつなげます。	いきいき福祉課 障がい福祉担当

▶▶第6章 松伏町再犯防止推進計画 59頁～

6) ケアラー・ヤングケアラーへの支援

施策内容		担当課
58	ケアラー・ヤングケアラーへの理解促進や相談窓口の周知に努めます。	いきいき福祉課 地域支援担当 すこやか子育て課 子育て支援・ 児童福祉担当 健康増進担当
59	ケアラーが気軽に相談できるよう、複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる、包括的な支援体制の構築に努めます。	いきいき福祉課 地域支援担当 すこやか子育て課 子育て支援・ 児童福祉担当 健康増進担当
60	地域の活動団体、自治会等との連携を通じて、身近な居場所づくりを推進するとともに、ケアラー支援の担い手の輪を広げていきます。	いきいき福祉課 地域支援担当 すこやか子育て課 子育て支援・ 児童福祉担当 健康増進担当

## (2) 包括的な支援体制の拡充

町の福祉サービスにおける相談体制は、高齢者の場合は「地域包括支援センター」が、障がい者の場合は「障がい者相談支援センター」が、こどもの場合は「地域子育て支援センター」や「こども家庭センター」が中心となって取り組んでいます。

近年は、貧困、障がい、健康、教育、就労の問題など、複雑な社会問題が絡み合っています。これらの問題は単独の相談機関で解決できるものではなく、複数の分野が連携して取り組む必要があります。

また、地域で安心して暮らし続けるためには、身近な地域における防犯・防災の取組も重要です。特に、災害が発生した場合は、高齢者や障がい者、子育て世帯など、支援を必要とする住民への支援が必要になることから、地域と連携した支援体制を充実していくことが求められます。

このようなことから、分野ごとに相談窓口を変えることなく、様々な問題に適切かつ早期に対応できる相談体制について検討を進めるとともに、分野横断的な協力・連携を推進し、包括的な支援体制の拡充に努めます。

### 1) 各福祉サービスの充実

施策内容		担当課
61	高齢者や障がい者、こどもの各分野別に定めた「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や「障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」等の計画を定期的に見直し、これらの計画に従って各種福祉サービスの充実を図り、提供します。	いきいき福祉課 地域支援担当 障がい福祉担当 介護保険担当 すこやか子育て課 子育て支援・ 児童福祉担当
62	利用を希望する町民が、自ら希望する福祉サービス等を選択して利用できるよう、サービス提供事業者によるサービス情報の提供に努めます。	いきいき福祉課 障がい福祉担当 介護保険担当
63	サービス提供事業者の研修や人材確保を支援し、サービスの質の向上に努めます。	いきいき福祉課 障がい福祉担当 介護保険担当
64	「けんこうクラブ」活動や「ご近所さん体操」、「ファミリー・サポート・センター事業」等、住民が主体となって取り組む活動を積極的に支援します。	いきいき福祉課 地域支援担当 すこやか子育て課 子育て支援・ 児童福祉担当

## 2) 健康づくりの推進

施策内容		担当課
65	「健康まつぶし 21 計画」を定期的に見直し、計画に従って生活習慣病対策等町民の健康づくりの推進を図ります。	すこやか子育て課 健康増進担当
66	食生活改善推進員主催の親と子の料理教室や男の料理教室、生涯骨太クッキング教室やマップー栄養 DAY におけるコーナー設置等を通じて、健康づくりを町民自ら行う取組を支援します。	すこやか子育て課 健康増進担当

## 3) 安全・安心なまちづくり

施策内容		担当課
67	防災倉庫と資機材の一括貸与や、防災訓練等の防災活動に対する補助金交付により、自治会等を母体とする「自主防災組織」の設立及び活動を支援します。	総務課 地域安全担当
68	高齢者や障がい者等災害発生時の避難等に特に支援を要する方の把握(避難行動要支援者名簿)し、個別計画の策定に努めます。	いきいき福祉課 地域支援担当
69	「避難行動要支援者名簿」を下に、自治会や自主防災組織等と連携を図り、避難行動を支援します。	総務課 地域安全担当
70	災害時において、情報の共有化を図ることで、「災害ボランティアセンター」を設置する町社協の取組を支援します。	総務課 地域安全担当
71	子ども 110 番の家の指定・活用や、防犯ブザーの配布、パトロール活動の推進、交通安全教室の開催、通学路等の環境整備等により、こどもを犯罪や交通事故等から守り、安全の確保に努めます。	総務課 地域安全担当 まちづくり整備課 土木担当 教育総務課 学校教育担当
72	公園・緑地の整備充実等、道路等の整備・修繕等誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、社会基盤の整備に努めます。	新市街地整備課 都市デザイン・公園担当 まちづくり整備課 土木担当

## 4) 横断型総合相談窓口の設置検討

施策内容		担当課
73	複合課題にも対応できるよう、福祉分野に精通した専門職員を配置する等、1か所で全ての相談に応じることができる相談体制（横断型総合相談窓口）について検討します。	いきいき福祉課 社会福祉担当
74	「地域包括支援センター」や「障がい者相談支援センター」、「こども家庭センター」、「地域子育て支援センター」等は、各分野の相談窓口としての機能を果たすことから、適切な情報の発信に努めるとともに、相談の中で複合的な課題がある場合は、情報共有を図り、組織横断的に取り組みます。	いきいき福祉課 地域支援担当 障がい福祉担当 すこやか子育て課 子育て支援・ 児童福祉担当 健康増進担当
75	これまで実施してきた「心配ごと相談」や「発育発達相談」、「栄養相談」、「こころの相談」、「ひきこもり相談」等の継続した実施に努めます。	いきいき福祉課 社会福祉担当 すこやか子育て課 健康増進担当

## 5) 多機関の協働による包括的支援体制整備

施策内容		担当課
76	地域ケア会議、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムや地域障がい児者等支援協議会、要保護児童対策地域協議会等の関係者が協働して包括的に協議を行う多機関協働による地域包括支援体制の確立に努めます。	いきいき福祉課 地域支援担当 障がい福祉担当 すこやか子育て課 子育て支援・ 児童福祉担当 健康増進担当
77	総合的な相談窓口の設置により、迅速な対応が必要とされた課題に対し、多機関協働による包括的支援体制における協議の下、的確に支援等を行います。	いきいき福祉課 社会福祉担当



## 第5章 松伏町成年後見制度利用促進基本計画

- 
- 1 計画の概要
  - 2 具体的な取組
-



# 1 計画の概要

## (1) 計画策定の背景

成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度利用促進法第14条第1項において、成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な計画を定めるよう努めることとしており、これに基づき策定するものです。

成年後見制度とは、認知症や障がい等により、預貯金などの財産管理、介護や医療等の契約締結について、自分に不利益なことがあっても判断ができずに契約等を行ってしまい被害を受けることがあるため、そうした被害から判断能力の不十分な方々を保護し、支援するための制度です。

しかし、成年後見制度は、日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うための重要な制度であるにもかかわらず、十分に利用されていない現状があります。成年後見制度が利用しやすいものとなるためには、判断能力が不十分でも、自らにとって必要な内容を主張することや、一人で選択・決定することが難しい状態でも、地域社会に参画し、その人らしい生活を継続できるよう、権利擁護を総合的に考え、支援につなげることができる地域の仕組みづくりが求められています。

令和4年3月に策定された、成年後見制度の方向性を示す「第二期成年後見制度利用促進基本計画」では、意思決定支援の更なる浸透や権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりなどにより地域共生社会の実現を目指すことが示されており、自立した地域社会での生活の継続に向けたつながりを強化していくことが重要です。

そのため、町では、尊厳のある自分らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援を推進することができるよう、松伏町成年後見制度利用促進基本計画を策定します。

### ■地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進



資料：厚生労働省 第二期成年後見制度利用促進基本計画

## 2 具体的な取組

### (1) 権利擁護の推進

成年後見制度は、町民に十分に認知されているとは言えず、町民や支援者が制度について正しい知識を持つことができるよう、制度の周知を図ることが重要です。また、成年後見制度が「尊厳のある本人らしい生活」を維持するための支援であることを理解し、権利擁護支援を行う上で重要な視点である「意思決定支援」の考え方を地域に浸透させることが求められます。

そのため、成年後見に関する制度や事業を周知するとともに、支援を必要とする人を制度や事業につなげるための周知と活用の促進を行います。

施策内容		担当課
1	全ての人が、その人らしく生きることができるよう、成年後見制度をはじめとする権利擁護事業等の周知に努めます。	いきいき福祉課 地域支援担当 障がい福祉担当
2	高齢者や障がい者等の権利を守るため、成年後見制度の周知と活用促進を図ります。	いきいき福祉課 地域支援担当 障がい福祉担当

### (2) 制度を利用しやすい体制の整備

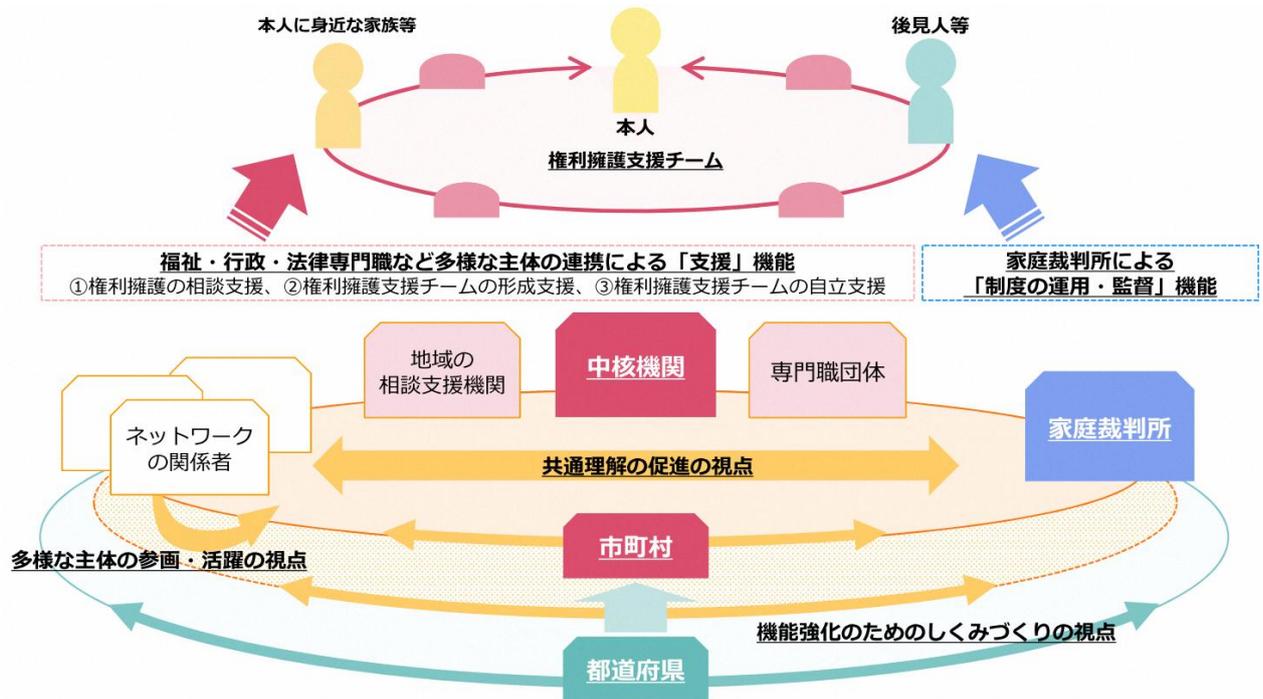
権利擁護に関する多様な支援ニーズを早期発見し、早期支援を行うためには、司法、医療、福祉などの地域の関係機関とのネットワークを構築するとともに、本人や地域に対して包括的な支援を行うことができるよう、ネットワークが機能するための取組が必要です。

市町村における中核機関の機能については、地域の状況に応じて柔軟に実施することが可能であり、地域包括ケアや既存のネットワークなどの地域資源を十分に活用しながら、検討・整備を進めていきます。

施策内容		担当課
3	成年後見制度利用促進法に基づく中核機関や協議会の設置について検討します。	いきいき福祉課 地域支援担当 障がい福祉担当

■権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」である。



資料：厚生労働省 第二期成年後見制度利用促進基本計画



## 第6章 松伏町再犯防止推進計画

- 
- 1 計画の概要
  - 2 具体的な取組
-



# 1 計画の概要

## (1) 計画策定の背景

再犯防止推進計画は、再犯防止推進法第8条第1項において、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされており、これに基づき策定するものです。

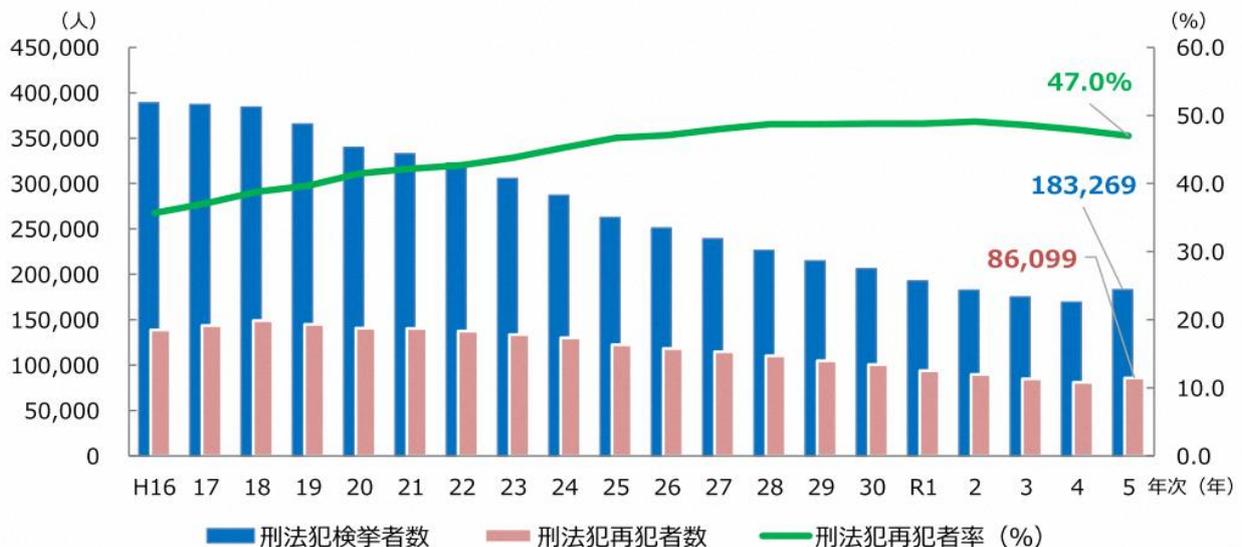
再犯防止推進法は、平成28年12月に制定、施行され、再犯の防止等に関する施策を実施する責務が国だけでなく、地方公共団体にもあることが明記され、地方公共団体は、国の再犯防止推進計画を勘案し、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされました。平成29年12月には、再犯防止推進法に基づき、再犯防止推進計画（第一次）が閣議決定され、令和5年3月には、再犯防止施策の更なる推進を図るため、第二次再犯防止推進計画が閣議決定されました。第二次再犯防止推進計画では、「“息の長い”支援の実現」や「地域の支援連携（ネットワーク）拠点の構築」、「国・地方公共団体・民間協力者等の更なる連携強化」が基本的な方向性として示されました。

全国の刑法犯の認知件数（警察が発生を認知した数）は年々減少しており、再犯者も減少しています。一方、再犯率は、初犯者の大幅な減少により近年は増加傾向にあり、令和5年では47.0%と高い割合を占めています。

犯罪をした人の中には、住居や安定した仕事がない、薬物依存があるなど、様々な困難を抱える人もいます。犯罪をした人の課題に対応し、再犯を防止するためには、刑事司法関係機関による取組だけではなく、社会復帰後に地域社会で孤立させない支援を国や地方公共団体、民間団体等が緊密に連携して実施する必要があります。

そのため、町では、再犯防止推進法の趣旨等を踏まえ、犯罪をした人の立ち直りを社会全体で支援することで再犯を防ぐ環境を整え、新たな犯罪や犯罪被害者を生まない取組を推進するため、「松伏町再犯防止推進計画」を策定します。

■ 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率



資料：法務省 令和6年版再犯防止推進白書

## 2 具体的な取組

### (1) 再犯防止に関する理解促進

犯罪をした人が再び社会を構成する一員として受け入れられるよう、広く町民の理解と協力を得ることができるよう普及啓発に取り組みます。

施策内容		担当課
1	自治会等が自主的に行う防犯パトロール等の実施を支援し、犯罪が起きにくい地域社会づくりを推進します。	総務課 地域安全担当
2	「社会を明るくする運動」や「子ども 110 番の家」の指定・活用、「地域防犯推進委員」のパトロール活動の推進など、警察や学校、保護司、更生保護女性会員、地域等の協力を得て、こどもを犯罪から守り、非行のない明るく健全な地域づくりを推進します。	いきいき福祉課 社会福祉担当 総務課 地域安全担当 教育総務課 学校教育担当

### (2) 関係機関・関係団体等との連携

「誰一人取り残さない」社会を実現するために、保護司会や更生保護女性会、民間団体等と緊密な連携・協力を行いながら、再犯の防止等に関する切れ目のない支援を推進します。

施策内容		担当課
3	保護司会、更生保護女性会や県、民間団体等と連携し、地域社会における立ち直りに係る支援体制の強化を図ります。	いきいき福祉課 社会福祉担当
4	障がい者に対して、「松伏町障がい者相談支援センター」と連携し、就労支援や生活の安定等に向け、継続的な支援を行います。	いきいき福祉課 障がい福祉担当
5	保護司会及び更生保護女性会の活動内容や取組を周知啓発していくことを通して、人材確保に努めます。	いきいき福祉課 社会福祉担当
6	保護司が自宅以外の場所で対象者と面談できるよう、会場確保等の支援を行うとともに、保護司会及び更生保護女性会に補助金を支給し、その活動を支援します。	いきいき福祉課 社会福祉担当

### (3) 適切な保健・医療・福祉サービスの利用促進

支援を必要とする犯罪をした人等が適切な公的サービスを利用して、再犯に及ぶことなく安心して暮らしていくことができるよう支援します。

施策内容		担当課
7	高齢者や障がい者、薬物依存者などの保健・医療・福祉の支援を必要とする人に対して、地域での生活が可能となるよう、適切に保健・医療・福祉サービスにつなげます。	いきいき福祉課 障がい福祉担当 地域支援担当

## 第7章 計画の推進体制

- 
- 1 計画の周知
  - 2 計画の点検・評価
-



## 1 計画の周知

本計画は、町民と事業者、地域福祉に関わる活動団体、町及び町社協が互いに連携し、それぞれの役割を認識しながら活動していくことにより、将来像である「みんなで参画し 支え合い 誰もがつながる やさしいまち」の実現を目指すものです。

そのため、本計画や各種事業等について、ホームページや広報紙等の様々な媒体を活用して、広く住民に周知します。

## 2 計画の点検・評価

毎年度、各事業の所管課が事業の進捗状況等を点検・評価します。評価結果については、いきいき福祉課を中心に構成する全庁的な検討組織に報告するとともに、必要な改善策について協議し、計画の見直しを行い、事業の進行を管理します。

なお、本計画は、社会情勢の変化により必要に応じて見直しを行います。また、点検・評価の状況等については、町ホームページ等において公表します。

### ■計画の進行管理（PDCAサイクル）





## 資料編

- 
- 1 計画策定の経過
  - 2 松伏町地域福祉計画策定委員会設置要領
  - 3 松伏町地域福祉計画策定委員会委員名簿
-



## 1 計画策定の経過

	日時・会場	内 容
第1回	令和6年8月29日（木） 午後3時00分～ 松伏町防災備蓄センター会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画策定委員会委員長及び副委員長の互選について</li> <li>・計画策定の概要、策定スケジュールについて</li> </ul>
第2回	令和6年10月31日（木） 午後3時00分～ 松伏町役場本庁舎2階201会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3期松伏町地域福祉計画の策定方針について</li> <li>・パブリックコメントについて</li> </ul>
第3回	令和7年1月9日（木） 午後2時00分～ 松伏町防災備蓄センター会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3期松伏町地域福祉計画（案）について</li> <li>・パブリックコメントについて</li> </ul>
パブリック コメント	令和7年1月24日（金）～ 令和7年2月25日（火）	役場、中央公民館図書室、多世代交流学習館図書室、北部サービスセンター、ふれあいセンター及び町ホームページ
第4回	令和7年2月28日（金） 午後3時00分～ 松伏町防災備蓄センター会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの結果について</li> <li>・第3期松伏町地域福祉計画（案）の最終協議について</li> </ul>

## 2 松伏町地域福祉計画策定委員会設置要領

### (設置)

第1条 社会福祉法第107条に基づく「松伏町地域福祉計画」策定するため、松伏町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、松伏町地域福祉計画の策定に関し、必要な事項について調査及び検討を行う。

### (組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、地域福祉に関し、識見を有する者のうちから町長が委嘱する。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

### (任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から令和7年3月31日までとする。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、いきいき福祉課において処理する。

### (その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

### 3 松伏町地域福祉計画策定委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

氏名	選出団体	分野
◎草場 亮輔	吉川松伏医師会	医療・介護
○木田 好枝	越谷地区保護司会松伏支部会	社会福祉
岩井 道夫	松伏町民生委員・児童委員協議会	社会福祉
松下 英治	松伏町自治会連合会長会	地域福祉
中川 由美子	松伏心身障がい児・者親の会「スマイルクラブ」	障がい福祉
星座 正俊	松伏町基幹相談支援センター	障がい福祉
森田 早知子	松伏町北部地域包括支援センター	高齢福祉
千賀 英昭	松伏町南部地域包括支援センター	高齢福祉
互 重之	松伏町社会福祉協議会	社会福祉・地域福祉
桐 義博	松伏町すこやか子育て課	児童福祉

※◎は委員長、○は副委員長

## 松伏町第3期地域福祉計画

発行 松伏町

編集 松伏町 いきいき福祉課

〒343-0192 埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2424番地

電話 048-991-1874 (直通)

FAX 048-991-3600

ホームページ <http://www.town.matsubushi.lg.jp>